### 奈良市公報

号 外 第 10 号

平成23年5月9日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 文書法制課長 印刷所 関西印刷株式会社

目 次

監

査

○包括外部監査の結果に関する報告の公表…………1

監

查

#### 奈良市監査委員告示第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部 監査人大西寛文から監査の結果に関する報告の提出があっ たので、同法第252条の38第3項の規定により別添のとお り公表します。

平成23年3月29日

 奈良市監査委員
 吉
 田
 肇

 同
 中和田
 守

 同
 高
 杉
 美根子

 同
 松
 石
 聖一

平成 22 年度

(市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について)

奈良市包括外部監査人 公認会計士 大 西 寬 文

■ ★ ■ ■ ★ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		1 1	 	 	 es	en	2 7	10	14	20	 	 	 	76 37	78 37	42	99 55	99 55	92
	:								固定資産税・都市計画税の概要					固定資産税・都市計画税の賦課について			固定資産税 (償却資産) の賦課について		

 処理
 外部作成文書

 システム
 システム出力文書

 データ
 その他内部作成文書

 照合
 その他内部作成文書

報告書中のフローチャートで使用している記号の意味は以下のとおりである。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない 場合がある。

第1 監査の概要		1. 外部監査の種類 7.5	地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2		※20MにCB・20 は日かり計画 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11. 選定した特定の事件	77	1. 監査の対象 1. 監査の対象	市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について 	2. 監查対象期間			3. 監查対象問署 3. 監查対象問署 3. 監查対象問署 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	市、法務局、国税局が連携を行うことが必要 (1) 市民税課	(2) 資産税課		(4) 滯納整理課	(5) 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行に関して必要な事務の一部を担当していると	包括外部監査人が判断する部署	111. 特定の事件の選定理由	市の市税収入は平成14年度以降、503~548 億円で推移している。平成21年度決算では、	市税は 526 億円で、一般会計歳入の 41.1%を占めている。また、地方税衡収率(現年分と滞	納繰越分を合わせたもの)は、平成15年度には88.3%であったが、平成21年度には90.9%	まで改善している。しかし、中核市平均は平成 15 年度には 91.9%、平成 21 年度には	92.7%であり、奈良市は中核市平均より市税の徴収率が3ポイント程度低い状況にある。	キナ 市の経営切支 P 蒸 (専の種子 A 権 (蛛例会) B 7 遊 転 B 体 A
1. 概要	2. 結果及び意見	V. その他市税に関する事項について		1. 祝金官埋ンスケムについて	(1) 概要	(2) 結果及び意見	2. 職員の適正配置について	(1) 概要	(2) 意見	3. 特殊勤務手当について	(1) 概要	(2) 結果及び意見	第4 その他	1. 法人市民税の賦課の網羅性を確保するために市、法務局、国税局が連携を行うことが必要	である	参考資料										

財源では義務的性格の経常経費の支払いにも事欠き、過去から積み立てた基金の取崩や、退職手当債に代表される社会資本の形成には結びつかない借金を余儀なくされる、極めて厳しい状況であると言える。

このような状況からは、奈良市の歳入が適切に確保されているのかという視点が非常に重要となる。したがって、奈良市の歳入の根幹である市税の賦課及び徴収に関する事務が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているかについて監査を実施するのが有用であると考え、監査テーマとして選定した。

### IV. 外部監査の方法

1. 監査の視点

監査テーマに関して、下記の視点から検討する。

(1) 市税の賦課及び徴収が関係諸法令等に基づいて適正に執行されているか。

(2) 市税の賦課及び徴収が経済的、効率的、有効的であるか。

(3) 市税の賦課及び徴収が公平に行われているか

主な監査手続

上記の監査の視点に基づき、担当課に対する質問、関係書類・帳票類の閲覧、突合及び 現場視察を実施した。

## V. 外部監査の実施期間

平成22年6月8日から平成23年3月28日まで

## VI. 補助者の資格と人数

公器会早十

計中

44 W

南 学 修 十

灩

4 名

### VII. 利害関係

包括外部監査人は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。

01

## 第2 奈良市の市税の概要

## 1. 市税の種類及び組織

1. 市税の種類

松 松 軽自動車税 市たばこ税 特別土地保有税 松 税 党 資産 都市計画 出 出 哪 業 固定 1 七 K 市で現在課税している市税には、以下のようなものがある。 目的税 法定外目的税 法定外普通税 法定普通 张祀 奈良市税

出典: 私たちの市税(奈良市)

市税は普通税と目的税に大きく分類できる。

普通税は、納められた税金の使いみちを特別に決めておらず、どのような費用にもあてることができる税金である。これに対して、目的税は、納められた税金の使いみちが特定されている税金である。

普通税は、さらに法定普通税と法定外普通税に分類できる。

Bundua、こうにはた月四元には正元に日四元に力強、こう。 法定普通税は、地方税法で地方公共団体が課税できることが定められている普通税である。市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税がある。

法定外普通税は、地方公共団体が総務大臣の同意を得て設けることができる地方公共団 体固有の種類の普通税である。市には該当する税はない。

က

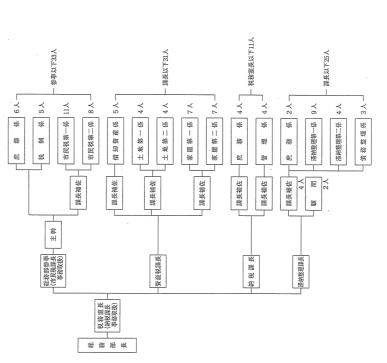
目的税は、さらに法定目的税と法定外目的税に分類できる。

また、各係の事務分掌は以下のとおりである。

法定目的税は、地方稅法で地方公共団体が課税できることが定められている目的稅である。 市では、入場稅、事業所稅、都市計画稅がある。例えば、都市計画稅は、都市計画事業のための費用にあてなければならないというものである。 法定外目的税とは、地方公共団体が総務大臣の同意をうけて設けることができる地方公 共団体固有の種類の目的税である。市には該当する税はない。

## 市税に関する事務を執行する組織

監査の対象となる平成 21 年 4 月 1 日時点の市税に関する事務を執行する組織図は以下のとおりである。



出典:稅務概要 (奈良市)

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識の交付に関すること。 固定資産税(償却資産に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び 固定資産課税台帳(償却資産課税台帳を除く。以下この項において同じ。) 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 個人の市民稅及び県民稅の課稅資料の調査及び賦課に関すること。 市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 栅 税に関する諸証明並びに諸願及び届の処理に関すること。 法人等の市民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 法定外普通稅及び法定外目的稅の賦課に関すること。 軽自動車税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 法定外普通税及び法定外目的税の賦課に関すること。 償却資産に係る固定資産税の賦課調定に関すること。 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 事業所税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 国有資産等所在市町村交付金の調定に関すること。 土地の電算システムの企画及び総括に関すること。 尔 税務関係各種協議会との連絡に関すること。 市税の基本的調査及び統計に関すること。 税制の調査及び市税の企画に関すること。 特別土地保有税の賦課調定に関すること。 土地の調査及び評価の総括に関すること。 家屋の調査及び評価の総括に関すること。 固定資産評価審査委員会に関すること。 償却資産課税台帳の管理に関すること。 固定資産課税台帳の管理に関すること。 固定資産課税台帳の管理に関すること、 自動車の臨時運行許可に関すること。 都市計画税の賦課調定に関すること 土地の調査及び評価に関すること。 土地の調査及び評価に関すること。 家屋の調査及び評価に関すること。 室及び課の庶務に関すること。 地籍図の閲覧に関すること。 課の庶務に関すること。 の管理に関すること。 Ŋ 2 rO 2 Ŋ 2  $^{\circ}$ 旅 麻 宏 棌 **上**成
然
作
|
成 **卡**民族終||床 衡 却 巡 伳 型 郷 土地第二條 **※** 屋第一座 監 ₽ 此 郑

78.9%

100.0%

現年課税 滞納繰越

特別土地保有税

0.0% 0.0%

18.4%

į	Q	
-	į	3
	6	3
1		F
-	H	
	t	

栅

固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。

家屋の調査及び評価に関すること。

**※ 屋 第 二 係** 

資產税課

觫

固定資産課税台帳の管理に関すること。

過誤納金還付に関すること。

課の庶務に関すること。

**無務**廃

쌽 紙 黜

家屋の電算システムの企画及び総括に関すること。

収入の状況

市税及び延滞金の収入状況は、以下のとおりである。

52, 653, 789 28, 475, 883 19, 799, 130 3, 314, 384 54, 476, 330 836, 574 370. .699 54,814,490 788,853 19,500, 359. 29, 096. 755,948 52, 701, 604 27, 239, 474 19, 265, 792 346, 466 9,681 平成17年度 24, 671, 878 20, 183, 342 9,664 3, 401, 915 51, 519, 433 333, 134 737,880 368, 合計 特別土地保有税 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税 都市計画税 事業所税

209,812 151,840 67, 473 75,633 28, 206 延滞金

92.9% 100.0% %0 100.0% 93.8% 100. 100.0% 100.0% 100.0% 96.8% 100.0% 現年課税 滞納繰越 現年課税 滞納繰越 滞納繰越 現年課税 滞納繰越 交付金を除 固定資産税 軽自動車税 **†たばこ税** 市民税

100.0% 96.9% 18.0% %0 44.7% 98. 7% 87.5% 100. 99. 86.0% 99.2% .96 98. 97. 86. 96.4% 64.3% 99.0% 00 .66 現年課税 滞納繰越 滞納繰越 現年課税 現年課税 滞納繰越 都市計画税 事業所税 人湯税 中丰

99.4%

98.3%

奈良市を除く中核市の平成21年度の単純平均である。 ※中核市平均は、

出典: 税務概要 (奈良市)

国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道管理課及び住宅課所管の債権の整

理に関すること。

- 2

點

(仮称) 債権処理検討委員会の設置及び運営に関すること。

市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。

市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。

市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。

課の庶務に関すること。

熊

掘

県民税の納付手続に関すること。 市税の収納整理に関すること。

御理係

市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。

市税の徴収、督促及び催告に関すること。

Н, 2

**〒按席 μεθαμίαι μα 裕浩教組部 | μα 右右勢 里 β** 

糊

2

闡

市税の滞納処分の差押及び公売に関すること。

平成 22 年 4 月 1 日時点での大きな変更点は、滞納整理課内にあった債権整理係が債権 整理課になった点である。債権整理係は、市税以外の債権を扱うため監査の対象とはしな

ŝ

人件費総額が平成 20 年度に減少しているが、これは、徴税吏員数が減少したことによ るものである。物件費総額が平成 19 年度に大きく増加しているのは、固定資産路線価評 価業務委託料が評価替え年度(平成 21 年度)の前々年度に業務量が増加するためとのこと

平成 19 年度からそれまで所得税として徴収されていた金額の一部が市民税に移譲され たため、市民税が大幅に増加している。 平成 20 年度から滞納整理課が設置され、滞納債権の回収に力を入れた結果、延滞金収 入が大幅に増加している。 徴収率は、各年度とも市たばこ税と入湯税が100%となっている。平成21年度の現年課 鋭<sup>1</sup>では、事業所税(99.1%)、市民税(98.2%)が高く、軽自動車税(94.8%)、都市計画税 (96.9%)が低くなっている。滞納繰越"分の徴収率は、各税目とも概ね 18%程度となって いる。平成 20 年度に滞納繰越分の徴収率が向上したのは滞納整理課が設置され、滞納繰 越となっている市税の回収に注力し始めたためである。

つまり、県民税の徴収額は増加しているが、市

徴税更員一人当たり純市税コストが近年上昇しているのは、県民税収入に占める県民税

ちに移譲したことによる影響である。

平成 19 年度に市税収入額と県民税収入額が大幅に増加しているのは、税源を国から地

県民税取扱費の算定方法が、平

成18年度までは徴収金の7%とされていたが、平成19年度以降、納税義務者数に単価(平 成20年度は4,000円)を乗じたものとされたことによる影響である。徴収金と納税義務者 数に乗じる率と単価は、全国一律で定められているものであるため、市が県と交渉する余

への県民税取扱費収入が減少しているのである。これは、

取扱費の割合が低下しているためである。

徴収率を中核市平均と比較すると、中核市平均を上回っているのは、現年課税は市民税 と入湯税のみ、滞納繰越分では事業所税のみである。市税全体の徴収率は年々改善されて いるが、中核市平均には及んでいない。

また、上表のとおり、市民税、固定資産税、都市計画税の3税で市税収入のほとんど (94%程度)を占めている。そのため、以下の監査では、市民税、固定資産税、都市計画税 の3税に絞って監査を実施する。

地はない。

### 2. 徴税コストの状況

徴税コストの過去5年間の状況は下表のとおりである。

(田士: 少田)		
度のシステム費用(但し、経年比較が可能なように一部数値を調整している)	プト各年度0	出典:税務概要と情報政策課から入手した各年度のシステム費用(但し、
具民税を徴収するため、県が市に対して支払う手数料のようなものである。	同時に県民	※県民税徴収取扱費は、市が市民税と同時に県民税を徴収するため、
-E 542, 680 521, 399 418, 742 472, 079 550, 111	F=D-E	純市税徴税コスト
564, 420 626, 332 774, 276 664, 936 548, 615	Э	県民税徴収取扱費 ※
3+C 1,107,100 1,147,731 1,193,018 1,137,015 1,098,726	- D=A+B+C	<b>徴税費合計</b>
1,983 2,094 6,140 15,390 6,170	С	その他
283,033 296,288 355,393 334,125 317,837	В	物件費
822, 084 849, 349 831, 485 787, 500 774, 719	A	人件費
ままり 11.19 11.20 11.21	算式	コストに関するデータ

保険機能 (2.5 kg) (2.5	補足データ	東式	H17	H18	H19	H20	H21
H	市税収入額	9	51, 519, 433	52, 701, 604	54, 814, 490	54, 476, 330	653,
1   96   102   101   96   102   101   96   102   101   96   102	県民税収入額	Н	7, 772, 033	8, 774, 323	15, 677, 443	16, 314, 433	16,042,260
株式	徴税吏員数(人)	I	96	102	101	96	86
第式							(単位:千円)
A÷1	分析指標	算式	H17	H18	H19	H20	H2.1
B÷T 2,948 2,905 3,519 3,480 3 3 3 3 4 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	1	I÷V	8, 563	8, 327	8, 233	8, 203	7,905
C : T   S   S   S   S   S   S   S   S   S	徴税吏員一人当たり物件費	B÷I	2, 948	2,905	3,519	3, 480	3,243
コスト         F÷1         5.653         5.112         4.146         4.917         5           スト         F÷6         1.05%         0.99%         0.70%         0.87%           費         E÷11         7.26%         7.14%         4.94%         4.94%         5.7%           財・(-H)         13.11%         14.27%         22.24%         23.05%         2	徴税吏員一人当たりその他	C÷1	21	21	61	160	63
スト         F÷G         1.05%         0.99%         0.76%         0.87%           費         E÷H         7.26%         7.14%         4.94%         4.08%         2.06%           財子(H)         13.11%         14.27%         22.2.24%         23.05%         2.	徴税吏員一人当たり純市税徴税コスト	F÷I	5,653		4, 146	4,917	5,613
費 E÷H 7.26% 7.14% 4.94% 4.08% H÷ (G+H) 13.11% 14.27% 22.24% 23.05% 2		F÷G	1.05%	0.99%	0.76%	0	1.04%
H÷ (G+H) 13.11% 14.27% 22.24% 23.05%	県民税収入に占める県民税取扱費	E÷H	7.26%	7.14%	4.94%		3.42%
	税収総額に占める県民税収入額	(H+9) ÷ H	13.11%	14.27%	22.24%		

・現年課税とは、当該年度に初めて徴収することが決定された市税のことである。・潜締練越とは、前年度までに徴収することを決定したが回収できなかった市税のことである。

œ

### 市民税の概要

1. 市民税について

市民税とは、市内に在住している人や市内に事業所を有している法人等に課される地方 税であり(地方税法第5条第2項第1号、奈良市税条例第13条第1項)、納税義務者の区 分に応じて個人市民税と法人市民税に分けられる。個人市民税、法人市民税ともに応益的 な側面の強い均等割と応能的な側面の強い所得割(法人税割)がある。

	At the second second		課税対象		AND SHEET AND THE
	<b></b>	均等割	所得割	法人税割	課祝標準
	その年の1月1日(賦				所得割:前年度の
	課期日)現在におい	(	(		総所得金額
	て、市内に住所を有	)	)	I	均等割:前年度の
11	する個人				合計所得金額
ロヘニス名	市内に事務所、事業				
	所又は家屋敷を有す	(			
	る個人で市内に住所	)			Ī
	を有しない者				
	市内に事務所又は事	(	19 10	(	当年度の法人税額
	業所を有する法人	)		0	
	市内に寮、宿泊所、				
	クラブその他これら				
去人市民税	に類する施設(以下				
	「寮等」という。)	0	I	1	Ĩ
	を有する法人で市内				
	に事務所又は事業所				
	を有しないもの				

税額を決定する賦課課税である③所得税は累進性が高くより応能的性格を有するのに対し、 年の所得をもとに 1 年遅れて課税される②所得税は本人が自ら税額を計算して申告する申 告課税であるのに対し、個人市民税は確定申告書等の課税資料をもとに課税団体が職権で 個人市民税は均等割の存在、所得割の税率が所得水準にかかわりなく一定であること等か 個人市民税に類似する税目として所得税(国税)が挙げられるが、①所得税は現年の所 得から源泉徴収されて年末調整・確定申告で過不足を精算するのに対し、個人市民税は前 等の点で異なっている。 らより応益的な性格を有している、

なお、個人に対する市町村民税と道府県民税は地方税法に基づいて市町村が一括して賦 **票徴収することからこれらを合わせて住民税と呼ぶことがある。** 

市民税の税額及び納税義務者数の推移等について

ン・ショックに起因する景気悪化により平成 20 年度から法人市民税の法人税割が大幅に 平成 17 年度から平成 21 年度における個人市民税・法人市民税の決算調定額3及び納税義 務者等の推移は以下のとおりである。所得税(国税)からの税源移譲により平成 19 年度 平成 20 年 9 月に発生したリーマ 域少している。また、所得割納税義務者の平均的な納付額が約150,000円となっている。 から個人市民税の所得割が大幅に増加している一方、

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	均等割 (A)	436, 350	478, 149	487, 445	494, 214	494, 306
個人市民稅所得割	所得割 (B)	20, 702, 690	22, 651, 941	24, 647, 714	24, 418, 437	23, 866, 516
	個人小計	21, 139, 040	23, 130, 090	25, 135, 159	24, 912, 651	24, 360, 822
	均等割 (C)	822, 436	836, 814	834, 854	825, 400	790, 370
法人市民税法人税割	法人税割 (D)	2, 786, 499	3, 440, 735	3, 413, 718	2, 977, 219	2, 014, 984
	法人小計	3, 608, 935	4, 277, 549	4, 248, 572	3, 802, 619	2,805,354
	수計	24, 747, 975	27, 407, 639	29, 383, 731	28, 715, 270	27, 166, 176
均等割納税義務者	.義務者 (E)	154,877	163, 136	163, 933	165,029	164,872
所得割納税義務者	.義務者 (F)	144,640	153, 631	154, 481	155, 208	154, 895
1人当たり均等割額	匀等割額 (A)	2,817	2,931	2,973	2, 995	2, 998
1人当たり所得割額	所得割額 (B)	143, 133	147, 444	159, 552	157, 327	154,082
法人数 (	(9)	6,649	6, 736	6, 788	7,024	7,018
1法人当たり均等割額 (C) / (G)	9 均等割額	124	124	123	118	113
1法人当たり (D) / (G)	1法人当たり法人税割額 (D) / (G)	419	511	503	424	287

・納税義務者数は各年度の7月1日現在のものである。 ・法人数は「市町村税課税状況等の調べ(総務省自治税務局作成)」より転記した。 ・1人当たり均等割額及び1人当たり所得割額のみ円単位で表示している。

市民税の税率について

れていた個人市民税所得割の標準税率は平成 18 年度税制改正により 6%に一本化されてい り年額5万円から年額300万円までの9段階に区分されている(地方税法第312条第1 る(平成 19 年度より施行)。なお、個人市民税均等割の税額は 3,000 円であり(奈良市税 条例第17条第1項)、法人市民税均等割の税率は資本金等の額及び従業者数の合計数によ 市における市民税税率の推移は以下のとおりである。従来所得に応じて3段階に区分さ

11

<sup>3</sup> 調定額とは、その年度に収入が予定されている金額である。

	備考	所得割の税率改正	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	日月	二世	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	月间	
	税率 (%)	標準税率×約1.82	標準税率×約1.64	標準税率×1.3	標準税率×1.2	標準税率×1.1	標準税率	
別付割り他干		庚	茰	闽	庚	庚		
0			<b></b>	#			?	
4 1		#	39	41	#	车	座	
11/1	年度		?	?				
75	田	37	: 度	: 康	42	43	年	
Ì	卿	_	8年	0 年	_		44	
一国人口なん		和	和 38	和 40	和	和	和	
I		ВП	召	召布	ВП	pп	PΠ	

個人市民税の減免制度について

以下の条件に該当し、市長において必要があると認めた場合には個人市民税が減免され

(奈良市税条例第 47 条第 1 項)

第1号:貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 第2号:当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった

第3号:災害又は盗難により、その所有に係る個人の資産について損失を 者又はこれに準ずると認められる者

第4号:学生及び生徒 第5号:前各号に掲げる者のほか、特に減免の必要があると市長が認める者

上記減免要件の具体的な内容はおおむね以下のとおりである。

解雇によって職を失ったことにより当該年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額の2 均等割がともに免除される(奈良市税減免規則第2条)。これに対し、第2号は前年の合 計所得金額が 400 万円以下である者のうち、倒産や事業の廃止その他勤務先の都合による 分の1以下となった者について、所得割を前年中の合計所得金額に応じて2割から8割減 額するものである (同規則第3条)。また、第3号は前年中の合計所得金額が1,000万円 まず、第1号は主として生活保護法による扶助を受ける者を対象としており、所得割と 以下である者のうち、その者が居住かつ所有する住宅及びそれに係る家財について災害に

よりその価格の2分の1以上の損害を受けた者について、所得割を前年中の合計所得金額 に応じて2割5分から10割減額するものである (同規則第4条)。第4号は一定の勤労学 生について所得割の2分の1を減額するものである (同規則第5条)

いる者については市民税が非課税となるため(奈良市税条例第14条第1項第1号)、下記 である。なお、毎年1月1日の賦課期日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けて 平成 18 年度から平成 21 年度における個人市民税の減免件数及び減免額は以下のとおり の表における第 1 号の減免件数及び減免額は年度途中に生活保護の受給が決定されたもの

のうち減免が認められたものである。

平成21年度	減免額	96	9				1,01	
平成2	件数	28	2	T	-	1	30	
平成20年度	減免額	335	103	=	=	Ξ.	438	
平成2	件数	12	1	1	-	Ī	13	71113
平成19年度	減免額	492	T	137	F	ī	628	アなはこと
平成]	件数	12	_	1	-	1	13	名1項各号
18年度	減免額	512	1	1	E	1	512	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
平成18年	件数	14	1	1		1	14	_
法各面件	吸光发汗	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	合計	「湖角亜件

5 1 1 1 1 2

## V. 固定資産税・都市計画税の概要

### 固定資産税について

### (1) 固定資産税とは

固定資産税とは、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。)の所有者(質権 又は 100 年より永い存総期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権又は地上権者とする)に対して課する税金である(奈良市税条例第 60 条)。税額は、まず土地・家屋・償却資産の評価額を求め、評価額から課税標準額を導き出して、それに税率を掛けて算出する。 評価額は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定する。また評価額は、 原則として3年ごと(償却資産は毎年度)に全面的に改定する(これを評価替えといい、

## |評価額→|課税標準額| × |税率 (1.4%) |=|税額

この評価替えの年を基準年度という)。

## 課税客体(地方稅法第341条、第342条)

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産を総称する固定資産に対し、当該固定資産所 在の市町村において課するものである。 土地とは田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいい、家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。また償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)で減価償却計算を行うものをいう。ただし、自動車税の課税客体を除くをのとする。

## (3) 納稅義務者(地方稅法第343条)

納税義務者は毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に固定資産を所有している者である。この所有している者とは、次の登記簿などにそれぞれ所有者として登記または登録されている者のことである。

- ・土地については、登記簿または土地補充課税台帳
- 家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳
- (質却資産については、償却資産課税台帳

14

## (4) 課税標準額 (地方税法第349 条、第349 条の2)

基準年度に係る賦課期目に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課稅標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期目における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課稅台帳者しくは土地補充課稅台帳(以下「土地課稅台帳等」という。)又は家屋課稅台帳者しくは家屋補充課稅台帳(以下「土地課稅台帳等」という。)又は家屋課稅台帳者以不「家屋課稅台帳等」という。)に登録されたものとする。償却資産に対して課する固定資産稅の課稅標準は、賦課期目における当該償却資産の価格で償却資産課稅台帳に登録されたものとする。

## (5) 免税点(地方税法第351条、奈良市税条例第69条)

市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあっては 20万円、償却資産にあっては 150万円に満たない場合においては、原則として固定資産税を課することができない。

## (6) その他特例(地方税法第6条、奈良市税条例第80条)

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第1号)第6条第1項の規定により指定を受けた歴史的風土特別保存地区の区域内における土地及び家屋(地方交付税法施行令(昭和 33 年政令第 117 号)第1条各号に掲げるものの用に供する土地及び家屋を除く。)で、当該土地及び家屋の所有者が使用するものについて、また文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1項の規定により指定を受けた失助、各勝若しくは天然記念物では高条第 2 項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物では高条第 2 項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地のうち市長において特に必要があると認めた土地及び家屋を除く。)で、当該土地及び当該家屋の所有者が使用するものについて、当該土地及び家屋を除く。)で、当該土地及び当該家屋の所有者が使用するものについて、当該土地人で課する固定資産税については当該固定資産税額の2 分の1に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

その他市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるものについては、固定資 発税を免除又は減額することができる。 上記により固定資産税に係る特例を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな

° \

- (ア) 所有者の住所及び氏名
- 土地の所在、地番、地目及び地積

£ £

家屋の所在、家屋番号、家屋の種類、構造及び床面積

(7) 納税の方法(奈良市税条例第74条、第75条、第76条、第77条)

市から送付された納税通知書により、年4回(4 月、1 月、11 月、2 月)に分けて納めることとなっている。

### 都市計画税について

(1) 都市計画税とは(奈良市税条例第159条、第160条)

都市計画税とは、総合的な町づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を市民が負担する目的税で、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その固定資産税評価額を課税標準として課する税である。

## 課稅標準額×稅率(0.25%)=稅額

#### (2) 納税義務者

市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者である。なお、固定資産税において免税 点未満の者は、都市計画税も課税されない。

#### (3) 課税標準額

原則として、固定資産税と同じ土地・家屋の評価額である。

(4) 納税の方法(奈良市税条例第75条第4項)

固定資産税と合わせて納めることとなっている。

### 3. 税額の推移

固定資産税と都市計画税、調定額と徴収額は互いに連動しているため、増減については同じような動きをする。まず、土地については、土地価格の継続的な下落により、評価額が減少し、税額も減少している。特に平成 18 年度は税法改正の結果、宅地の課税標準額が下がったため大きく減少している。また家屋は平成 18 年度及び平成 21 年度に評価替えが行われたことにより減少しているが、平成 19 年度及び平成 20 年度は、在来家屋に新増築家屋分の評価額が新たに加わったことにより、増加している。

【調定額の推移】	固定資産税	

		平成17年度	平成18年度	平成17年度   平成18年度   平成19年度   平成20年度   平成21年度	平成20年度	平成21年度
	土地	9, 348, 430	9, 039, 294	9,014,324	8, 982, 887	8, 970, 105
田仁市八	家屋	8, 744, 350	8, 036, 950	8, 324, 969	8, 613, 978	8, 383, 582
光十段万	償却資産	2, 126, 600	2, 065, 966	2, 143, 939	2, 197, 599	2, 148, 756
	小計	20, 219, 380	19, 142, 210	20, 219, 380   19, 142, 210   19, 483, 232   19, 794, 464	19, 794, 464	19, 502, 443
過年度分	度分	1, 170	36, 166	4, 997	12,674	21,057
iline.		20, 220, 550	19, 178, 376	19, 488, 229	19, 488, 229 19, 807, 138	19, 523, 500
滞納繰越分	越分	2, 981, 786	2, 900, 354	2, 642, 269	2, 550, 080	2, 365, 476
合計	+	23, 202, 336	22, 078, 730	22, 130, 498 22, 357, 218	22, 357, 218	21,888,976
交付金	現年度分	121, 112	109, 117	110, 454	86,677	84,868
合計	+	23, 323, 448	23, 323, 448 22, 187, 846	22, 240, 952 22, 443, 895	22, 443, 895	21, 973, 844
※温年申令フロ	「い前の年度	※湯年度分とは、以前の年度が難殺するよのが、何らかの理由で当年度の難殺にかったよのである。(下	わが 何らかの	用由で当年度の	単鉛にたったま	のである(下

ロョ ※過年度分とは、以前の年度で課税するものが、何らかの理由で当年度の課税になったものであ 表でも同じ)

※交付金とは、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)である。

「国または奈良市以外の地方公共団体が奈良市内に所有する資産に関する固定資産税は、原則非課税とされる。 しかし、その利用実態が民間が利用しているのと変わらない場合、固定資産税の代わりに国または奈良市以外 の地方公共団体から奈良市に支払われるのが固有資産等所在市町村交付金である。

17

【徴収額及び徴収率の推移】

: 千円)	年度	徵収率	96.9%	96.9%	96.9%	6.8%	96.9%		87.5%
(単位: -	平成21年	微収額	1, 937, 200	1, 270, 121	3, 207, 321	2	3, 207, 323	81, 420	3, 288, 743
	:庚	微収率	96. 5%	96. 5%	96. 5%	3.9%	96.4%	20.7%	86.8%
	平成20年度	徵収額	1, 921, 547	1, 291, 600	3, 213, 147	8	3, 213, 155	101, 229	3, 314, 384
	:庚	微収率	96.6%	96.6%	96.6%	22. 2%	96.6%	18.6%	86.1%
	平成19年度	徵収額	1, 928, 752	1, 247, 515	3, 176, 267	47	3, 176, 314	95, 224	3, 271, 537
	:庚	徵収率	96.7%	96.7%	96. 7%	100.0%	96.7%	18.5%	85.1%
	平成18年度	徵収額	1, 938, 098	1, 204, 297	3, 142, 395	3, 873	3, 146, 268	104, 445	3, 250, 713
	:庚	微収率	96.4%	96.4%	96.4%	100.0%	96.4%	16.0%	84.7%
	平成17年度	徵収額	2,004,346	1, 304, 261	3, 308, 607	24	3, 308, 631	93, 284	3, 401, 915
			土地	家屋	小計	更分	,	納繰越分	100
都市計画税				現年度分		過年度	#10	滞納線	桿型

税率

現在のところ、稅率は固定資産税が 1.4%(奈良市稅条例第 68 条)、都市計画税が0.25%(奈良市稅条例第 160 条)となっている。

- 减免(奈良市税条例第79条、奈良市税减免規則第6条)
- 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。
- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資
- 座

(4) 前各号に掲げるものの外、市長において特に必要と認めるもの

また固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添けして市長に提出しなければならない。

18

(ア) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(イ) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格

家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

(7) (H)

償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格

減免を受けようとする事由及び市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順によ

り、著しく価値を減じた固定資産にあつては、その被害の状況

6. 非課税について (地方税法第348 条第1項、第2項)

市町村は、国並びに都道所県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業 団及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。その他、固定資産稅 は、土地開発会社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの、宗教 法人が専らその本来の用に供する境内建物や境内地、墓地、公共の用に供する道路、運河 用地及び水道用地、ため池、堤とう、学校において直接保育又は教育の用に供する固定資 産、社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉施設、老人福祉施設等の用に供する固 定資産で政令で定める者が児童福祉施設、老人福祉施設等の用に供する固 定資産で政令で定める固定資産に対しては課することができない。

そして非課税の適用を受けようとする者は、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途や家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途等の事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない(奈良市税条例第 61 条~第 64 条の 2)。市では非課税について、i 所有者非課税 i 地目非課税 ii その他非課税の 3 つに分類して管理している。

7. 課税面積について

市が毎年度作成している平成 21 年度固定資産概要調書等によると、土地面積は以下のとおりとなっている。

(単位: ㎡)

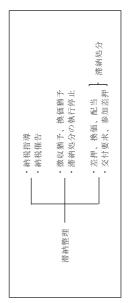
227,058,434	市全体面積	4-
174,447,915	課稅面積	8
52,610,519	非課稅面積	$\Theta$

### 滞納整理の概要

### ・ 滞終整理について

### 滞納整理の全体像

「滞納整理」とは、滞納となった地方団体の徴収金を徴収するための事務手続きの総 金を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合にとられる地方団体の強制 税を滞納すると担当課による「納税指導」や「納税催告」が その他の納税緩和措置を行うか、「差押」その他の滞納処分によって滞納者の財産を換 称をいう。これに対して「滞納処分」とは、納税義務者が納期限までに地方団体の徴収 行われ、滞納者の資産状況や納税意思その他の諸事情を考慮したうえで、 価した対価から滞納税等\*を強制的に徴収することになる。 徴収手続きの総称をいう。



### 滞納処分について

(2)

「滞納処分」には、地方団体が自ら強制換価手続きを行う狭義の「滞納処分」(「差 押、換価、配当一)の他、滞納者の財産についてすでに滞納処分や強制執行等の強制換 価手続きが開始されている場合にその手続きに参加して受ける配当によって地方団体の 徴収金を徴収する「交付要求」及び「参加差押」を含めた広義の「滞納処分」がある。

5 滞納税等とは、滞納している本税と延滞金のことである。

20

押:滞納者の財産処分を制限して換価(公売・取立)できる状態におく 強制処分。

粗

価:差押財産を金銭にかえる強制手続の総称。

換配

当: 差押財産の換価代金その他の金銭を地方団体の徴収金その他の債権に 配分する手続の総称。

交付要求:滞納者の財産について強制換価手続きが開始された場合において、

その手続きに参加して配当を受け、それによって徴収金を徴収する 手続。

参加差押:滞納者の財産について他の滞納処分による差押が先行して行われている場合に、先行する滞納処分手続きに参加して飯収金の飯収の 交付を求めること(交付要求)に加えて、先行する滞納処分の 解除・取消が行われた場合には、参加差押えをした時に遡って差押 の効力を生じ、その後の滞納処分手続きをするもの。

平成 21 年度中における滞納処分の状況は以下のとおりである。

処分内容	容	期首	処分	処分完結	期末
業	件数	739	1,849	1,365	1,223
左打	金額	856, 923	798, 498	709, 184	946, 236
本田中本	件数	1, 263	1, 288	1, 337	1,214
父与汝子	金額	343, 727	187, 115	329, 752	201,090
4 日 4 日	件数	608	170	114	865
参加左打	金額	656, 664	96, 803	129, 478	623, 989
4	件数	2,811	3, 307	2,816	3,302
E I	金額	1,857,314	1,082,415	1, 168, 414	1,771,315

※金額は、滞納となっている税金の額である。

### (3) 公売について

「公売」とは、滞納税等の回収のために差押した財産を「換価」するための手続きを いう。市における平成 19 年度から平成 21 年度までの公売実績は以下のとおりである (なお、滞納整理課を設置してから換価処分を従来よりも積極的に行っているため、 成 21 年度から公売実績が大幅に増加している)。

平成1	成19年度	平成2	成20年度	平成21	1年度
却件数	売却額	売却件数	売却額	売却件数	売却額
1	_	Ξ.	T	16	1,284
1	-	2	13, 403	16	5, 243
2	14, 351	1	1,001	2	1,421
2	14, 351	3	14, 404	34	7,948

## 4) 徴収猶予・換価猶予について

「徴収猶予」とは、滞納者に一定の事情がある場合に、滞納者等の申請に基づいて一定期間納税の猶予をはかる制度である(地方稅法第 15 条第 1 項)。

第1号:納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。 第2号:納税者者しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が

第2号:網兒右右しくは特別徴収歳拾者又はこれらの者と任計を一にする親既が病気にかかり、又は負傷したとき。 病気にかかり、又は負傷したとき。 第3号:網兒者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。 第4号:網兒者又は特別徴収義務者がその事業にの手著しい損失を受けたとき。 第5号:前各号の一に該当する事実に類する事実があったとき。

第4号:納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。 第5号:前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。 これに対し、「検価猶予」とは、滞納処分を受けた滞納者に一定の事情がある場合に、 滞納者の申請に基づかないで職権でその検価を猶予することにより納税の猶予をはかる 制度である(他方税法第 15 条の 5 第 1 項)。

第1号:その財産の機価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の 維持を困難にするおそれがあるとき。 第2号:その財産の機価を着予することが、直ちにその機価をすることに比して、 滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこ とよる他の地方団体の酸収金の酸収上者却であるとき。

平成 21 年度における徴収猶予及び換価猶予の状況は以下のとおりである。 (単位:千円)

 継続中
 解除
 内数
 段額
 人数
 段額

 微紅獅子
 25
 329,945
 3
 16,7

 熱価獅子
 4
 2,2,159
 1
 16,8

 合計
 29
 332,159
 4
 16,8

### (5) 執行停止について

執行停止とは、滞納者に一定の事情がある場合に、滞納者の申請に基づかないで職権 で滞納処分の執行を停止することをいう(地方税法第 15 条の1)。

第1項第1号:滞納処分をすることができる財産がないとき。 第1項第2号:滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれが あるとき。

第1項第3号:その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である

第5項:第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の懲収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の懲収金を懲収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の懲収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

滞納処分の執行の停止が 3 年間継続した場合、地方団体の徴収金を納付する義務は消滅する(地方稅法第 15 条の 7 第 4 項)。また、滞納処分の執行の停止期間中においても、徴収金の消滅時効は進行する(国税徴収法基本通達第 153 条関係 12)。

平成 21 年度における滞納処分の執行停止状況は以下のとおりである。

立: 千円)	合計	税額	147, 761
(単位	7	件数	1,113
	5項	税額	16, 761
		件数	132
	項3号	税額	3,961
	11	件数	20
	項2号	税額	52, 952
	11	件数	614
	1項1号	税額	74,087
	11	件数	317

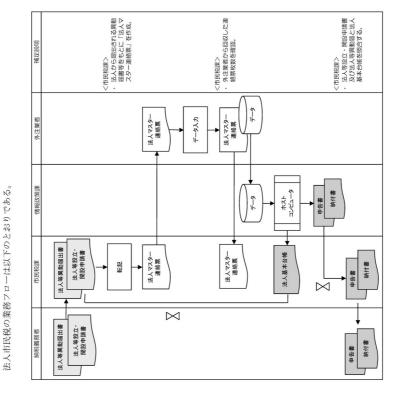
### 2. 時効について

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(地方税の徴収権)は、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅する(地方稅法第18条第1項)。滞納整理と消滅時効の関係は以下のとおりである。

滞納整理	時効の中断	時効の停止
納付又は納	告知書に指定された納付又は納	
入に関する	人に関する期限までの期間(地	ı
告知	方税法第18条の2第1項第1号)	
	督促状又は督促のための納付も	
	しくは納入の催告書を発した日	
督促	から起算して10日を経過した日	1
	までの期間(地方税法第18条の2	
	第1項第2号)	
	交付要求が行われている期間	
交付要求	(地方税法第18条の2第1項第3	ı
	号)	
参加差押	参加差押が行われている期間	I
	納税催告書を発した日の翌日か	
# FX W F #	ら起算して6カ月以内に差押又は	
が が 催 口 古	交付要求(参加差押を含む)又	ſ
り光応	は納付等の中断事由があれば、	
	時効が中断する(民法第153条)	
	差押の効力が生じた時に時効が	
显	中断し、中断の効力は滞納処分	
보	の終了又は差押解除の時まで	ı
	(民法第157条第1項)	
多四条子		猶予されている期間 (地方税法
18人4人4四 」		第18条の2第4項)
10 KK 11 704		猶予されている期間 (地方税法
校価榴子	ı	第18条の2第4項)

### 不納欠損について

不納欠損処分とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も 徴収の見込みがたたないため、徴収台帳から削除することをいう。市税に関する主な不納 欠損事由及び平成21 年度における処理件数並びに処理稅額は以下のとおりである。



第3 監査の結果及び意見

I. 市民税の賦課について

1. 法人市民税について

[地方稅法第15条の7第4項]
・滞納処分の執行停止が3年間継続することによって徵収権が消滅したケース
「地方稅法第15条の7第5項]
・滞納処分でする財産がないため執行停止となった滞納者について、一定の 条件が認められるため即時に懲収権を消滅させたケース
[地方稅法第18条(執行停止中時刻)]
・執行停止中に消滅時効期間が満了したケース
[地方稅法第18条(消滅時効期間が満了したケース

(1) 概要

(単位:千円)

空

华

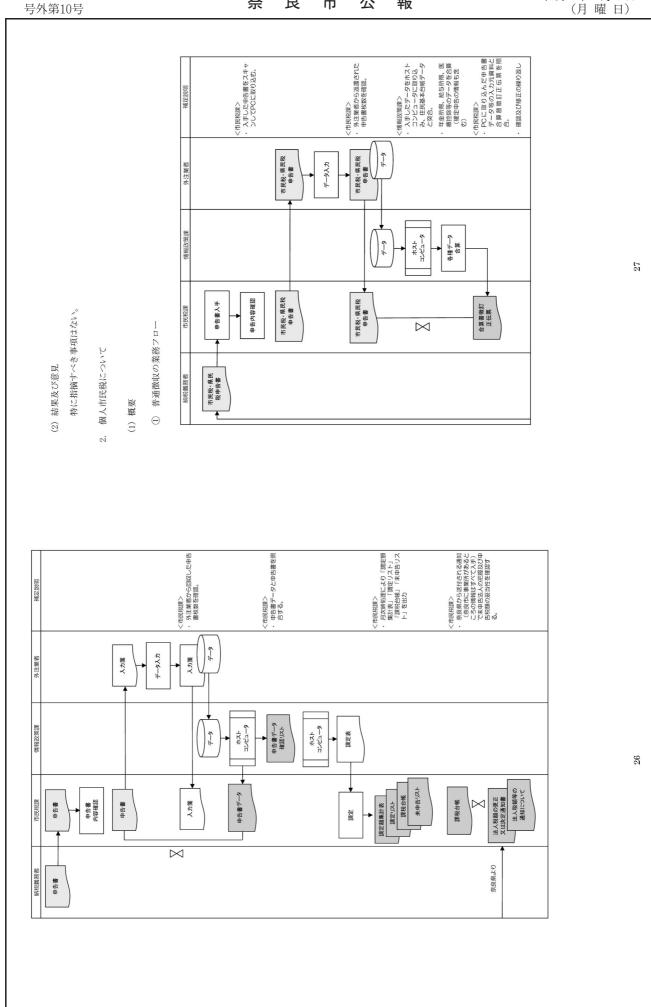
税目

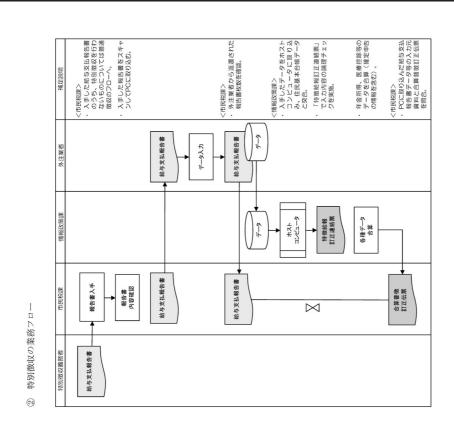
個人市民税

法人市民税

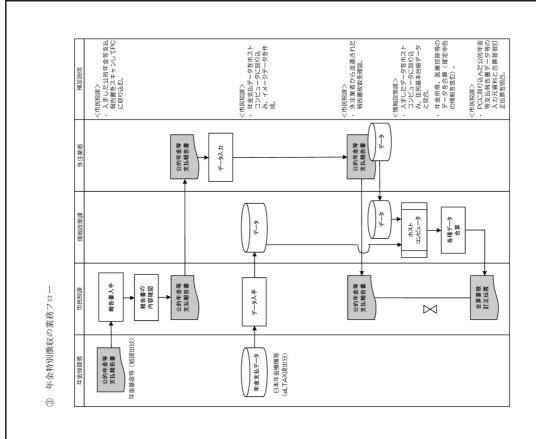
固定資産税

| 18条 (清極時) | 188 (清極時) | 18



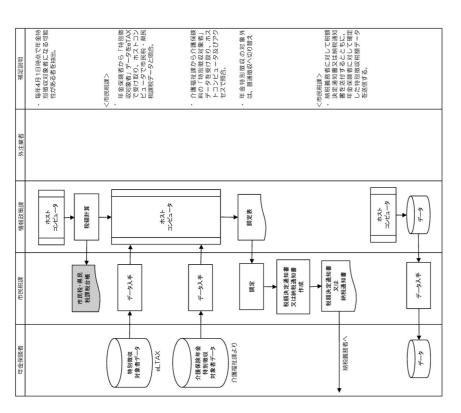


〈市民税課〉 ・「市・展投器重票(調 書かード)」を出力して 末申告書、抗難応廉重 等のチェックを実施。 ・不解解知については臨時 対応するが、特に毎年9月 減に集中して処理を行う (市民税課> ・ 納税通知書の封入(外注) 〈市民税課〉 ・ 宛先不明先について臨戸 調査を実施。 <情報政策課> ・納税通知書の印刷 補足説明 外注業者 ポスト コンピュータ 情報政策課 オストコンピュータ 税額計算 調定表 納税通知書 作成 納税通知書 2次申告抽出 市民税課 臨戸調査 課税台帳 公示送達 申告書 調定 納税義務者 納税通知書 申告書



(情報政策課>・特別徴収税額の決定・変更適知書の印刷 (市民税課> ・特別徴収税額の決定・変 更通知書の封入 前年度特別徴収対象であ りながら当年度課税デー タのない個人をリスト アップレ、事業所ごとに 名寄せ。 終与女払報告書の提出を 権告。 住所変更や退職等の調査 補足説明 一一一一一一一一 外注業者 ホストレージプロ 情報政策課 ポスト ロンピュータ 税額計算 調定表 市民税·県民税 課税台帳 特別徴収税額の 決定・変更通知書 作成 特別徴収税額の 決定・変更通知書 要調査 前年 特徴者リスト 市民税課 調定 調査 特別徴収税額の 決定・変更通知書 特別徵収義務者

30



(2) 結果及び意見

申告漏れ調査の管理を徹底すべきである(結果)  $\Theta$  平成 21 年度所得調査票・法定調書に伴う呼び出し状・所得不確定分調査票につ いて (平成 21 年 9 月 10 日起案、決裁)」によると、納税義務の有無を確かめるため に調査票を発送した件数は8,140件である。市は全市民を対象にローラー的に納税義 務の有無を調査して、調査票送付対象者を選別している。調査票に対して回答がない

みならず、次年度以降の調査や次年度の市・県民税申告書発送対象者の抽出などに活 ものや回答内容が不明確なものについては本人や過去の事業所に連絡をとる等の対応 を行っている。それでも不明確なものについては調査カードがに記録され、当該年度の しかし、全体としてどこまで対応できているかについて明確に把握できない状況にあ このように、個々のケースを見れば処理の進捗が容易に確認できる。 用されている。

ては管理表を作成する等して申告が必要な案件と申告が不要な案件を明確に区分する とともに、申告が必要な案件についてどのような対応を行ったかについての顛末を明 課税の公平性を確保するとともに、調査票を発送する案件の抽出について相当の労 力と時間がかけられていることからすれば、少なくとも調査票を送付した案件につい らかにすることが必要であると考える。

減免申請書類の処理手続きとして必要な手続きは、申請書に受付印を押印後、文書 整理簿に申請書の受付日等を記載し、申請書に文書整理簿の番号?を付す。次に、申請 決裁後、減免の可否や減免金額等の決定内容が記載された「市民税及び県民税の減免 について (通知)」(以下「通知文書」という。)を申請者に送付する。通知文書の送 付にあたっては、文書整理簿の処理経過欄にその旨が記載される。また、通知文書に は文書整理簿の番号の枝番号を付すこととされている(奈良市文書取扱規程第 21 条 書は担当者に引き渡され、担当者は、減免が適用されるかどうかについて起案する。 減免申請に関する書類の管理を文書取扱規程どおりにすべきである(結果)

しかし、市の対応には、以下のような処理が見受けられた。

第5号)。

- ●受付時に申請書に文書整理簿の番号を記載していない。
- 申請書に文書整理簿の番号を付さず、通知文書に文書整理簿の番号を付している。
- ●通知文書に枝番号を付していない

したがって、減免に関して処理手続きや内容等に特に指摘すべき事項はないものの、 文書整理簿による書類の管理方法について 申請書等の紛失や処理漏れを防ぐために、 文書取扱規程どおりとすべきである。

333

<sup>・</sup>調査カードとは、過去3年分の納稅義務者の状況を記載した書類である。 2文書整理簿にあらかじめ付されている連続した番号のこと。

なお、減免申請に関する書類の管理を行うに当たって、現在の文書取扱規程によるよりも効果的・能率的な方法が考えられるのであれば、新たなルールを定めることも考えられる。

取下となった減免申請書の保管場所を定めるべきである(結果)

平成 21 年度市県民税減免申請受付簿を見ると、平成 21 年度に受付をした 35 件のうち、申請後取下となったものが 1 件、判下となったものが 4 件あった。そのうち、取下となった 1 件についての資料が別の場所に保管されており、捜索に時間がかかっ

申請に基づいて行う審査等の進捗状況を確認するために、取下となった申請書等の 資料についての保管場所を定めておく必要があると考える。

不達となった納税通知書の管理表の様式を定めるべきである(意見)

充先不明等で不達となった納税通知書については、課員が原因を調査して通知書の 再発送等の対応を行い、最終的に納税義務者の住所が判明しない場合には公示送達することになる。ここで、最終的に公示送達する案件については調査の経過等を記載した書面を添付して上席者の承認が行われている。しかし、それ以外の案件については 各課員が、業務マニュアルに沿って調査等を行うものの、業務マニュアルには調査の 結果及びその後の対応状況をまとめるための管理表の様式が定められておらず、各課 員が独自の様式で管理表を作成して対応している。そのため、公示送達すべき納税券 務者に対して漏れなく送達されているかどうかを効率よく確認することができない状況にある。 不達となった納税通知書に関する調査の結果をスムーズに公示送達につなげるため に、業務マニュアルに管理表の様式を定めるべきである。 なお、さらに管理精度を上げるために、不達となった納税通知書に連番を付して管理することも考えられる。

税額の減額修正についてチェック体制を整備すべきである(意見)

税額の修正は、課税システムに修正データを入力後「市民税・県民税の変更決定について (何い)」が紙で出力され上席者の決裁を受ける。税額が修正された納付書は

8 公示送達とは、市が送達すべき書類を保管していて、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市の掲示板に掲示して行う送達方法である。掲示されてから7日間経過すると、書類が送達されたものとみなされる。

システムデータに基づいて作成される。したがって、修正後の納付書を作成する前に、 決裁文書と課税システム内のデータが整合しているかを確かめなければ、不注意か意 図的かを問わず、決裁されていない税額の修正が行われるリスクがある。このリスク に対応するため、市は、修正データ入力の際にパスワード入力を求めて入力者を特定 し、倫理研修を実施する等の対応をしている。

しかし、市は決裁文書と課税システム内のデータの整合性を確認していない。

税額が増加する修正の場合は、通常、納税者から問い合わせがあり、事後的に発見できる可能性が高いと考えられる。しかし、税額が減少する修正の場合は、納税者からの問い合わせが来る可能性は低く、事後的に発見することは期待できないと考えら、

したがって、税額修正の件数が多数あるため、修正の全件について確認することは 実務上困難であるとしても、税額が減額修正された案件を任意に抽出して「市民税・ 県民税の変更決定について(何い)」と課税システム内のデータの照合を定期的に実 施する等、素制機能を発揮できるチェック体制を整備するべきであると考える。

過年度税額の減免を行うべきではない(意見)

「減免を受けようとする者は、納期限の 7 日前までにその事由を記載した申請書にこれを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」(奈良市税条例第 47条第 2 項) の規定のとおり、市税の減免を受けるには納期限到来前に申請書を提出する必要がある。平成 21 年度の申請書の中には、平成 21 年度に生活保護受給者になった後、平成 20 年度分として課税される所得の申告があり、これを認めて減免しているものが 1 件あった。

平成 21 年度に所得の申告がなされ、平成 21 年度に調定されており、納期限到米前に申請するという条件は満たしている。このため手続に問題はなく減免を適用できることになる。しかし、生活保護受給者となったのは平成 21 年度であり、平成 20 年度に顧課していれば減免の対象にならなかったものである。このような過年度の税額の減免は課税の公平の観点から行うべきではないと考える。

① 生活保護と税金の減免は切り離して考えることを検討すべきである(意見) 奈良市税減免規則第2条では生活保護法の生活失助を受ける者は市税を免除するとしている。一見すると、生活保護受給者はその生活が苦しいため、何ら問題がないよ

## 固定資産税・都市計画税の賦課について

#### 概要 -:

資産を保有していたということであり、基本的に納税は可能と考えられる。また、生 活保護法は第1条で「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応 じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長す ることを目的とする。」と定めてあり、生活困窮者を発極的には自立させることを目 的としている。この趣旨に鑑みるのであれば、生活保護受給者に対して、「生活保護 受給中は徴収猶予するが、時効が成立するまでに生活保護受給者が自立して納税が可 能な状態になれば税金を納めてもらうことがあるべき姿である」ということを十分説 明すれば、生活保護の受給と税金の減免は切り離すことも可能であると考える。

うに思える。しかし、課税がなされるということは、過去に所得があった、もしくは

### (1) 固定資産税の概要

① 土地の業務フロー

〈資産税職〉 ・納税義務者に対して納税通 知書を送付する。なお、共有 者には別途、共有物件顕税職 定通知書を送付する。 〈資産税課〉 ・家屋の調査と合わせて、現 地に行くことが多い。 <情報政策課> 自動計算、土地課税台帳修正 ボンド スプラーフェース アコース アコース アコース 税額計算 登記申請書、権利に関する土地 を記済通知書 登録データの チェック 評価・決裁 納稅通知書 韓 登記申請書、権 利に関する土地 登記済通知書 納税義務書 納稅通知書

③ 固定資産税、都市計画税の非課税件数

直近3ヵ年の固定資産税、都市計画税の要件別の非課税件数は、以下のとおりであ

		19年度	20年度	21年度
	王	17,752	17,819	17,847
拒.	奈良県	16, 304	16,540	16,745
₩ ¥	奈良市	35, 779	36, 115	36, 672
井 中	奈良市土地開発公社	285	239	238
黙	奈良県土地開発公社	34	34	34
纸	奈良県道路公社	352	352	352
	+10.00	70, 506	71,099	71,888
	堤塘	1,638	1,624	1,600
	溜池	2,319	2, 311	2, 299
	学校用地	1,383	1,399	1,393
	保安林	2, 189	2, 188	2, 192
±	公衆道路	42, 533	43,002	43,617
	境内地	1,859	1,875	1,878
111	従前地(区画整理事業)	1,165	1,202	1,251
熊雀	墳墓地	989	689	689
7C	水道用地	210	213	220
	河川敷	948	964	964
	用悪水路	3,889	3,915	3,999
	井溝	74	73	73
	計品	58,893	59, 455	60, 175
	学校	40	41	39
	宗教団体	213	222	237
₩ €	社会福祉法人	176	197	184
3 名	公共団体	946	934	935
	その他	930	606	917
	in a	2,305	2, 303	2, 312
	±±.	131, 704	132,857	134, 375

	\$U6
課稅件数(家屋)】	19年庫
<ul><li>都市計画税要件別非課稅件数</li></ul>	
【固定資産税	

	19年度	20年度	21年度
学校	135	140	
宗教団体	357	384	
社会福祉法人	127	129	
その他	257	271	
合	876	924	

39

棉足說明	(金属機関) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資産股票) ・幹保務務省に対して終税適加番を送付する。なお、共作者に対議、共作物件 課院確定適加事を送付する。
情報政策課	ポスト マル・コ マル・コ マル・コ マル・コ マル・コ マル・コ マル・コ マル・コ	
資産税課	経験研究が開発を ができます。 がでする。 がでする。 ができます。 がでする。 がでる。 がでする。 がでる。 がでる。 がでする。 がでる。	<b>参校通知書</b>
建築指導課	を は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
法務周	<b>维</b> 拉马语语	
納税義務者	<b>教</b> 经收益 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	樂稅通知書

38

② 家屋の業務フロー

単位:

件数 21年度 固定資 産売額

件数

年数

国定資産税額

件数 452

都 田 祝 鎖

件数 19年度

国 定 税額

年数 450

減免要件

20年度

456 152

5,017

25

1, 286 3, 243 1,672

153

特别史跡地区

4,483

186

1,043

986

5, 524

6 ゲートボール場 7 区画整理事業使用収益停止

9 緑地・市境緑地

10 ちぴっ子広糖

ゴミ電場

579

4 特定市街化区城農地の共同住宅等

969 4,341

23

112

24

625

114

25

642

26

12 保育園・幼稚園

ポンプ庫・防火水槽

14 公民館・集会所

13 公衆浴場

493

575

3, 222

2, 143

15 119

14, 263

17

2,005

13 121

15 13, 525

2,002 4,035 301

13 77

13, 525

15

22 郵便事業㈱/郵便局

21 県指定文化財

19 登録有形文化財20 重要文化財

18 社会福祉法人

17 旅館

30, 375

653

733 25, 666

3, 452 254

730 29,341

104

2, 150

107

24 市条例 79-1-1(生活保護)

79-1-3(罹災)

25 市条例

133

1,547

245

197

3, 730 845 27, 458

214

31, 457

169

32,830

nha

⊲□

112

278

2, 116 852

122

331 4,366

2,455

119 772

市

固定資産税、都市計画税の減免状況

直近3ヵ年の固定資産税、都市計画税の減免状況は、以下のとおりである。

土地の【23.その他】については、平成 20 年度に厳密に調査を実施したことにより、

【8. 公園】等に分別したため、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、大きく減少し

41	土地											(単位:	.∓ ⊞
			1.9	9年度			204	0年度			2 1	年度	
	減免要件	件数	固定資 産税額	件数	都市計 画税額	件数	固定資 産税額	件数	都市計 画税額	件数	固定資 産税額	件数	都市計 画税額
-	歷史的風土特別保存地区	2, 333	38, 732	0	0	2, 261	38, 798	0	0	2, 187	36, 326		
0.1	特別史跡地区	238	4,031	27	227	236	4,023	27	227	230	3, 992	27	229
60	文化財指定地区	1	28	1	10	1	28	1	10	1	28		10
44	特定市街化区城農地の共同住宅等	9	131	9	48								
LO.	私道					368	1,345	323	227	372	1,356	326	228
9	ゲートボール場	57	2, 136	29	291	26	874	-	46	26	877	-	46
t-	区画整理事業使用収益停止	147	9, 903	147	2, 446	146	9, 796	146	2, 499	154	9, 148	154	2, 252
00						512	9,348	480	818	707	5, 986	629	675
0	繰地・市境緑地					21	4, 469	10	655	21	4, 561	10	655
10	ちびっ子広場					10	341	4	32	10	310	4	32
=	元:画場					75	118	7.1	21	9.2	118	7.1	21
12	保育國·幼稚園					∞	5, 673	4	930	7	5, 343	m	871
13	公衆浴場					27	1,304	27	239	23	1, 230	23	225
14	公民館・集会所					145	5, 318	99	707	147	5, 585	57	733
15	ポンプ庫・防火水槽					65	375	7	39	42	383	7	39
16	ホテル												
17	旅館												
_ ∞	18 社会福祉法人												
19	登録有形文化財												
20	重要文化財					64	30	64	11	2	30	C4	11
21	県指定文化財					61	131	61	30	2	131	2	30
22	郵便事業㈱/郵便局					2	7,498	2	1, 339	2	7, 442	2	1, 329
23	その他	1, 182	39,014	850	5, 797	196	14, 384	99	2, 122	194	13, 678	99	2, 029
	ita	3, 964	93, 975	1,060	8,819	4, 071	103, 853	1, 229	9, 952	4, 203	96, 524	1, 434	9, 415
24	市条例 79-1-1(生活保護)	86	1,276	82	381	97	1, 222	78	348	103	1, 337	74	348
25	市条例 79-1-3(罹災)												
1	<i>t</i> a	98	1,276	82	381	97	1, 222	78	348	103	1, 337	74	348
	elia.	4,062	95, 251	1, 142	9, 200	4, 168	105, 075	1, 307	10,300	4, 306	97, 861	1, 508	9, 763

41

**結果及び意見【(1)は減免について(2)~(4)は非課税について記載】** 

### (1) 減免(土地)について

滅免対象となっているリストから任意に下記の 20 件を抽出し、所有者からの申請書 及びその決裁書を確認した。また直近の航空写真(平成 20 年秋)を見て減免理由との大 きな相違がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物 件については、現地視察を行った。その結果は以下のとおりである。

_				
備考	上、減免としているが、実際は減免で はない)。	H21に土地面積変更(契約書確認済。 下水道を新設し、その分面積減少り。 鶴舞団地汚水の理場跡地を市の西部図 書館等の公共施設用地として無償で借 セしている。2009年8月住宅地図に て、今も図書館であることを確認し た。	土地所有者が美術館に無償貸与している。	
決裁日		S58. 9. 27	H6. 5. 18	
田調書		H21. 10. 28	Н6. 5. 13	
町名		鶴舞西町	20 登美ケ丘二丁目	
No.		19	20	

★は、現場視察を行った。



歷史的風土特別保存地区。奈良市税条

歷史的風土特別保存地区

H15

H15. 3. 17 H15. 3. 17 H2. 1. 6

奈良阪町 a 奈良阪町1

歷史的風土特別保存地区 歷史的風土特別保存地区 歷史的風土特別保存地区 歷史的風土特別保存地区

なななない

春日野町 a春日野町 b

川上町

維司町

決裁日

なし なしなり 例第80条第2項。庭園部分。

H2. 1. 6

高畑町a 高畑町 P 高畑町c

歷史的風土特別保存地区 歷史的風土特別保存地区

> なし なし

なし

歴史的風土特別保存地区 土地区画整理事業の施行に伴う使用収 益停止 (JR 奈良駅南区画整理)

H19. 1. 9

H19. 1. 9 H19. 1. 9 H9. 2. 12 H15. 1. 15

大森町a 大森町b

高畑町

土地区画整理事業の施行に伴う使用収 益停止 (JR 奈良駅南区画整理)

H19. 1. 9 Н9. 2. 12 H15. 1. 15 H3. 10. 7

土地区画整理事業の施行に伴う使用収 土地区画整理事業の施行に伴う使用収

益停止(西大寺南区画整理) 益停止(西大寺南区画整理)

西大寺南町 西大寺南町 朱雀四丁目

12 13 14 15



施設誘致のための緑地設置に対する減 免。本 号。★

S60, 2, 1

S60. 2. 1

居田田

16

社会福祉法人(地方稅法第348条2項10号、奈良市稅条例第80条第3項)

H3. 9. 26

駐車場になっている。

42

総税固第93号により、H20~H24年度 については課税標準は2分の1。地方 税法による特例措置である(システム

なし

H20. 4. 1

大宫町五丁目

18

号にて5分の3軽減された。H7.4.1 自治固 15 号にて3分の2軽減された。★

(S55.1.22 自治固第2号)。その後 S60. S61 のみ更に 5%軽減(S60.2.28 自治固第5号)。H2.4.1自治固第21

H7. 4. 28

H7. 4. 28

南城戸町

17

公衆浴場に係る固定資産税減税。

—	24	_



月極専用駐車場」と書かれた看板があり、有料であると考えられる。





公衆浴場として営業している。

議書が存在し、決裁も受けていた。当時は緑地とした公園を市が引き取ることが多 No.16 については、施設誘致した際の緑地設置に対する減免であり、相手方と市の協 この案件では相手方が公園を保有し管理もすることとなったため、 申請当時と状況が変化しており、課税対象とすべきである(結果)

平成22年度は545千円である。(市としては、緑地であるべき土地を駐車場として使 た場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」と定められて また、奈良市税条例第 79 条「固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅し 用しており、目的外使用なので、課税交渉する予定であるとのことである。)

考えられ、課税対象とすべきである。課税した場合の税額を試算してもらったところ、

駐車場となっていた。その駐車場は月極駐車場となっており、有料で使用していると

より減免対象となったと推測される。しかし現場視察をしたところ、緑地ではなく、

減免に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである(結果)

いるが、減免対象者からは申告されていない。

減免の申請書及び決裁書を確認したところ、20 件中 7 件(No.1~No.4 及びNo.8~10)に 申請書及び決裁書が見受けられなかった。いずれも歴史的風土特別保存地区。に基づく 条例上は申請書及び決裁書が必要であ るが、昭和 43 年頃に決定されたと推測されるが、廃棄もしくは当初から申請書を受 参照) 領していなかったと考えられる。 減免 (14 頁 (6) その他特例

生活保護受給者の減免申請書が提出されていない(結果)

出を要求している。しかし、現状は、資産税課で前年度実績ベースから資産売却した そのリストを保 奈良市税条例第 79 条第 1 項第 1 号では、生活保護による減免対象者に申請書の提 者、亡くなった者を除いて、生活保護による減免者リストを作成し、 受給継続か廃止かの回答を得て減免を行っている。 護課に照会し、

平成 21 年度に対象となった者のうち、任意に 6 人について申請手続を確認したと ころ、3 人について減免者リストに記載があった。また残りの 3 人については、平成 21 年度途中から減免対象となっていたことから、更正決定通知書の存在を確認した。 "歴史的風土特別保存地区とは、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継来されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講子べき特別の指置を定め、もって国土参の高揚に資するとともに、ひみく文化の向上発展に寄与することを目的として制定された法律である(古都における歴史的風土の保存に関える特別指置近第1条。

このように、条文に定めている申請書が提出されておらず、条例の規定とは異なる 手続きによって減免処理がなされている。 一方、条例上、申請書を提出させることにはなってはいるが、資産税課でも申請書を提出させることは減免申請者にとって手間であり、また市にとっても保護課でチェックした上、資産税課でも別途チェックするのは非効率である。そのため、生活保護受給者に対する減免は、保護課からの通知で減免を行うなど、実態に合わせて条例を改正すべきである。

④ 減免に係る決裁書には日付を記載しておくべきである(結果)

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが 2 件(Mc5、Mc6)見受けられた。決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

⑤ 申請書を定期的に提出させるべきである(意見)

年月を経ると、土地家屋の実態が申請当時と相違してくることも考えられる。相違したまま放置しておくと、課税漏れが生じ、課税の公正性を欠くこととなる。そのため、所有者には定期的に申請書を提出させ、市ではそれを確認すべきである。

## (2) 所有者非課税(土地)について

所有者非課稅は所有者により、国(17,847 件)、県(16,745 件)、市(36,672 件)、奈良市土地開発公社(238 件)、奈良県土地開発公社(34 件)、奈良県道路公社(352 件)の6つに細分化される(かっこ内はそれぞれの平成21 年度の土地の件数)。それぞれにつき、課稅台帳から1件抽出し(下表の6件)、航空写真(平成20年秋)と比較し地目と大きな相違点がないかを確認した。また県営駐車場(登大路観光駐車場、大仏前観光自動車駐車場)についても檢討した。

No.	分類	州田	M. 宝 チ 号 ( 十 灰 20 十 次 ) から判明する状況等
-	H	維種地	川のそばの畑
2	省	宅地	県営住宅
ಣ	丰	公衆道路	公衆道路
4	奈良市土地開発公社	溜湘	更地、史跡指定地
5	奈良県土地開発公社	公衆道路	県ヘリポート
9	奈良県道路公社	宅地	道路(第二阪奈有料道路)

その結果、特に指摘すべき事項はない。

(3) 地目非課税 (土地) について

地目非課税について、課税台帳から任意に下記 17 件を抽出し、航空写真(平成 20 年秋)と比較し地目と大きな相違点がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物件については、現場視察を行った。

その結果は以下のとおりである。

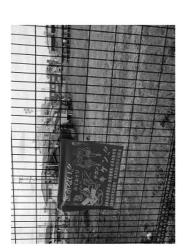
No.	区分	住所	航空写真(平成 20 年秋) から判明する状況等
1	学校	学園南	特に指摘事項なし
2	学校	中登美ケ丘	特に指摘事項なし
			航空写真では溜池ではなく、枯渇したくぼ地の状
3	是是	大森町	態であった。また 2009 年8月の住宅地図では、
			特に何も建設されていなかった。★
4	製剤	都祁白石町	特に指摘事項なし
5	製	高畑町	特に指摘事項なし
9	超光	押熊町	特に指摘事項なし
7	超光	二名東町	特に指摘事項なし
∞	温光	中町	特に指摘事項なし
6	超光	東九条町	特に指摘事項なし
10	温光	都祁南之庄町	特に指摘事項なし
11	堤塘	西大寺新池町	特に指摘事項なし
12	堤塘	大和田町	特に指摘事項なし
13	堤塘	高畑町	特に指摘事項なし
14	堤塘	法蓮町	特に指摘事項なし
15	堤塘	あやめ池南	特に指摘事項なし
16	堤塘	高畑町	特に指摘事項なし
			公図には存在しておらず、航空写真で場所は不明
17	境内地	川上町	であったが、登記簿にて官有地であることを確認
			した。

★は、現場視察を行った。

ASSINATION DE STATE OF STATE

47

11上町	S	住所	玉	正在光	世	世報共	日曜日
本門町         宅地         会社団体         545.12.28         非機秘申請書はなかっかった機と暗む限り を身長を踏む取り、その申請当はなから、 を身間があり、その申請当 を身後の間に、ことを を身後の	-	川上町	日本	社福	861.8.28	なし	決裁文書見当たらず
奈良阪町         山林         社福         HI17.3.1         HI7.3.31         特に指摘事項なし 特に指摘事項なし           奈良阪町         山林         社福         H19.8.21         H20.3.26         特に指摘事項なし           紀寺町         生福         H2         H19.1.17         H19.3.30         特に指摘事項なし           高地町         生地         H2         H21.3.26         特に指摘事項なし           高地町         生地         H2         H21.3.30         特に指摘事項なし           八条a         宅地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条b         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条c         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条c         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条c         維種地         社福         H18.0.3.1         H2.3.30         特に指摘事項なし           山陵町         土地         土福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項としているが、航空写面にまたが、航空写面にまたがかったが、航空写           小条c         維種地         社福         H19.9.11         H10.3.26         特に指摘事項としているが、新空写           学園内         土地         土地         大品         2.2.4         持に指摘事項としているが、現場 <td>Ø</td> <td>水門町</td> <td><b>光</b></td> <td>公共団体</td> <td>845, 12, 28</td> <td></td> <td>非機税申請書はなかった。しかし減免申請書は存在していた。大変表表を記む限りでは、「地方稅法第348条第2項第9号に準じて・・・」との記録があり、その申請当時はを 験があり、その申請当時は 以びではないため非課税と はできないが、実質的には該当するとの判断で、2分の1 に減免されていたのではないたいためではない</td>	Ø	水門町	<b>光</b>	公共団体	845, 12, 28		非機税申請書はなかった。しかし減免申請書は存在していた。大変表表を記む限りでは、「地方稅法第348条第2項第9号に準じて・・・」との記録があり、その申請当時はを 験があり、その申請当時は 以びではないため非課税と はできないが、実質的には該当するとの判断で、2分の1 に減免されていたのではないたいためではない
奈良阪町         宅地         社福         H19.8.21         H20.3.26         特に指摘事項なし 発見阪町         中に指摘事項なし 経過できない上地であが、 (配置できない上地であるが、 (配置できない上地である 中語書及び決裁文書が 力った。 ★           八条 b         維種地         社福         H19.1.17         H19.3.30         特に指摘事項なし (配置できない上地である 中語書及び決裁文書が かった。 ★           八条 c         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし かったが、航空写 た結果、異常は見受け かった。 ★           八条 c         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし かったが、航空写 を存むったが、航空写 を存むったが、航空写 をないこれである。           山陵町         主地         社福         H18.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし かった。 ★           山崎町         準値         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし かった。 ★           中間         上橋         H10.1.13         H10.3.26         特に指摘事項なし の違が不明瞭となり、 の違が不明瞭となり、 が、航空写 ないったが、航空写 ないったが、航空写 ないったが、航空写 ないったが、航空写 なし おれた おは見受けられなかっ           古市町         山林         公共団体         861.2.4         861.4.26         特に指摘事項なし かったが、航空写 なし が、報空写 なし が、報告           古市町         山林         公共団体         851.2.1         861.4.26         特に指摘事項なし かったが、航空写 りなかったが、航空写 なし が、報告           古市町         山林         公共団体         851.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ	က	奈良阪町	山林	社福	H17. 3. 1	H17. 3. 31	特に指摘事項なし
奈良阪町         山林         社福         H19.1.17         H19.3.30         特に指摘事項なし           紀寺町         宅地         社福         H20.12.26         H21.3.26         特に指摘事項なし           高畑町         宅地         十四         本別地         部級不合かったが、航空等           法連町         宅地         社福         本し         市場及が不明瞭とない上地であるのがが、航空等           八条 a         宅地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条 b         維種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条 c         維種地         社福         H18.0.27         H19.3.30         特に指摘事項なし           八条 c         維種地         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし           山藤山         社福         H18.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし           中間         一         不明地         第24年のかったが、航空等           中間         一         本日         かった。           学園南         株種地         公社         50.3.2.6         特に指摘事項なし           学校法人         S61.2.4         561.4.26         特に指摘事項なし           大和田町         維養地         社場         11.3.26         持た指摘事項なし           大和田町         維養地         22.3.6	4	奈良阪町	光地	社福	H19. 8. 21	H20. 3. 26	特に指摘事項なし
紀寺町         宅地         社福         H20.12.26         H21.3.26         特に指摘事項なし           高畑町         宅地         十名         不明地         の境が不明瞭となり、 確認できない土地であい。 中部書及び決裁文書が かったが、航空写 た結果、異常は見受け           八条 a         生地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし かったが、航空写 た結果、異常は見受け           八条 b         維種地         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし を結果、異常は見受け           山陵町         宅地         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし かった。本           四大寺赤         宅地         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし が高空ない上地であ の境が不明瞭とない、 の境が不明瞭とない、 の境が不明瞭とない、 の境が不明瞭とない、 の境が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 の場が不明瞭とない、 のたかったが、 のなが不明瞭とない、 のなが不明瞭とない、 のなが不明瞭とない、 のなが不明瞭とない、 のなが不明瞭とない、 のないかったが、 のないったが、 のないった。 のたいったが、 のないったが、 のないったが、 のないったが、 のないったが、 のない と結果、異常は見受け たれ精準事項なし たれ精験事項なし たれ精験事項なし かった。 のよれ経事事項なし とない のないったい が、就を写真を見に結構事項なし のよいない のはと写き見におからかっ           古市町         山林         公は、25.3.5.20         なし、 が、就を写真を見におかっ           古市町         山林         公は、25.3.5.20         なし、 が、就を写真を見におい 常は見受けられなかっ	ro	奈良阪町	日林	社福	H19. 1. 17	H19. 3. 30	特に指摘事項なし
高畑町         宅地         一         不明地         登記はされているが、 金記はされているが、 中請書及び決裁文書が た結果、異常は見受け かった。           八条 b         雑種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし かった。           日辻町         人条 c         雑種地         社福         H18.6.27         H19.3.30         特に指摘事項なし かった。           日辻町         工業地         社福         H19.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし かった。         大結果、異常は見受け かった。           日政町         七         不明地         砂道が不明瞭となり、 の道が不明瞭となり、 の道が不明瞭となり、 中国大寺         一         不明地         砂道が不明瞭となり、 の道が不明瞭となり、 の道が不明瞭となり、 を記が不明瞭となり、 を記が不明瞭となり、 を記が不らた。           韓国両         雑種地         公共団体         861.2.4         861.4.26         特に指摘事項なし           大和田町         雑種地         社福         H21.1.3         181.3.26         特に指摘事項なし           大和田町         雑種地         社福         H21.1.8         181.3.26         特に指摘事項なし           大和田町         株種地         社福         H21.1.8         H21.3.26         特に指摘事項なし           古市町         山林         公共団体         381.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし           古市町         山林         公共団体         381.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし           古市町         山林         公共団体         381.3.19         861.4	9	紀寺町	宅地	社福	H20. 12. 26	H21. 3. 26	特に指摘事項なし
法護町         全地         社福         なし         中請書及び決裁文書が かったが、航空写 かったが、航空写 かったが、航空写 となかったが、航空写 となかったが、航空写 となかったが、航空写 となかったが、航空写 とない といました。 本 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし 日間 と (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし 日間 と (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし 日間 と地 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし 日間 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし (19.9.11 日4未記 (19.9.12 日4年)         本記 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし (19.9.11 日4年)         本記 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし (19.9.11 日4年)         本記 (19.9.11 日20.3.26 特に指摘事項なし (19.9.12 日4年)         本記 (19.9.12 日4年)	7	高畑町	名地	1	不明	異	登記はされているが、隣地と の境が不明瞭となり、存在が 確認できない土地である。
八条a         宅地         社福         III8.6.27         III9.3.30         特に指摘事項なし らなかったが、確空等 と結果、異常は見受け かった。★           几条c         維種地         社福         III9.9.11         II20.3.26         特に指摘事項なし かった。★           日之上町         一         不用地         登記は支れているが、 の境が不明瞭となり、 確認できない土地であ 所認できない土地であ 所認が不明瞭となり、 確認できない土地であ 所認できない土地であ 所認が不明瞭となり、 確認できない土地であ 所認できない土地であ 所認が不明瞭となり、 確認できない土地であ 所認が不明瞭となり、 を記が不明瞭となり、 中間         村村未記         決様はあったが、その 未記載であったが、その 中記書及び決裁文書が らなかったが、航空写 りたかったが、航空写 りたかったが、航空写 りたかったが、航空写 りたかったが、航空写 りたがあります。 は、航途と写真を見た結           有に指摘事項なし 大和田町         本し         本し         かったが、 かった。 と結果、異常は見受け かったが、航空写真を見た結           古市町         山林         公共団体         本し         かったが、 が、航空写真を見た結           古市町         山林         公共団体         851.2.4         861.4.26         特に指摘事項なし かったが、 被交事が良ったが、 が、 常は見受けられなかっ           古市町         山林         公共団体         851.2.1         861.4.26         特に指摘事項なし かったが、 被交事が良力をあったが、 常は見受けられなかっ	∞	法運町	宅地	社福	\$	۷	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。
人条も         雑種地         社福         本し         市計書及び決裁文書が かったが、 確空号 かった。 ★           月本         「本本かったが、 本で 大部地         りなかったが、 本で 大部地         かった。 ★           日上陸町         一         不明地         砂焼が不明瞭となり、 の焼が不明瞭となり、 の焼が不明瞭となり、 の焼が不明瞭となり、 の焼が不明瞭となり、 面大寺           田町         土福         H10.1.13         H10.3.26         特に指摘事項なし  の焼が不明瞭となり、 確認が不明瞭となり、 個大寺           学園商         雑種地         公共団体         861.2.4         861.2.4         時に指摘事項なし  まま載であった。  まま載であった。  まま載であった。  まま載であった。  まま載であった。  まま載であった。  まま載であったが、 航空写真なしてが、 航空写真を見た結本的でしたが、 加速写真を見た結本的でして、 大井間町           大和田町         雑種地         社福         H21.1.8         181.3.26         特に指摘事項なし  ままが、 航空写真を見た結本があった。  ままが、 加速写真を見た結本があった。  ままが 加速写真を見たおかった。  ままが  なとりられなかっ           古市町         山林         公共団体         853.5.20         なし が、 航空写真を見た結かかっ           古市町         山林         公共団体         853.5.20         なし が、 航空写真を見た結かかっ	6	*	宅地	社福	6.	က်	特に指摘事項なし
八条 c         維種地 社福         119.9.11         H20.3.26         特に指摘事項なし 登記はされているが、 配践が不明瞭となり、 確認で多ない土地であ 確認で多ない土地であ 確認で多ない土地であ 確認であったが、その 田町           四岐町         宅地         社福         110.1.13         110.3.26         特に指摘事項なし 本記載であった。 特に指摘事項なし           学園南         維種地         公共団体         561.2.4         561.4.26         特に指摘事項なし 本記載であった。 日前書及び決裁文書が りたかったが、航空写真を見た結 たるれ           藤人木台         宅地         学校法人         561.3.19         561.4.26         特に指摘事項なし た結果、異常は見受け たるかったが、航空写真を見た結 かった。 かった。 かった。 大和田町         株種地         社福           古市町         山林         公共団体         581.3.19         561.4.26         特に指摘事項なし た。 大級文書が見当たらな 常は見受けられなかっ           古市町         山林         公共団体         553.5.20         なし         が、航空写真を見た結 常は見受けられなかっ	10	八条b	雑種地	社福	<i>t</i> ≥1		申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。★
R社画         一         不明地         登記はされているが、 確認できない土地であ 確認できない土地であ 情認できない土地であ 情認できない土地であ 中に指摘事項なし 東大寺赤         261.2.4         110.3.26         特に指摘事項なし 報に指摘事項なし           学園南         雑種地         公共団体         S61.2.4         S61.2.4         B14.26         特に指摘事項なし           韓内町         山林         宗教団体         なたい。         本たし         中請書及び決裁文書が を持案、異常は見受け た結甲         た結果、異常は見受け たお田町         本たし         かったが、航空写 た結構、項なし           古市町         山林         公共団体         851.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし           大和田町         雑種地         社福         H21.1.8         H21.3.26         特に指摘事項なし           古市町         山林         公共団体         853.5.20         なし         が、航空写真を見た結           古市町         山林         公共団体         853.5.20         なし         が、航空写真を見た結	Ξ	人条で	雑種地	社福	H19. 9. 11	H20. 3. 26	特に指摘事項なし
山陵町         宅地         社福         H10.1.13         H10未3.26         特に指摘事項なし 再次はあったが、 非記載であったが、 非記載であったが、 非記載であった。           学園南         雑種地         公共団体         861.2.4         861.4.26         特に指摘事項なし 特に指摘事項なし 日請書及び決裁文 らなかったが、航 た結果、異常は見 かった。           藤ノ木台         宅地         学校法人 361.3.19         861.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし た結果、異常は見 かった。           木布田町         維種地         学校法人 461.3.19         861.3.19         861.4.26         特に指摘事項なし かった。           古市町         山林         公共団体         853.5.20         なし 常は見受けられな 常は見受けられな         常は見受けられな	12	尼辻町	田	ı	A A B	異	登記はされているが、隣地と の境が不明瞭となり、存在が 確認できない土地である。
西大寺赤         宅地         社福         H13.9.7         職         未記載であった。           学園商         維種地         公共団体         \$61.2.4         \$61.4.26         特に指摘事項なし           朝日町         山林         宗教団体         なし         た結果、異常は見           藤人木台         宅地         学校法人         \$61.3.19         \$61.4.26         特に指摘事項なし           大和田町         維種地         社福         H21.1.8         H21.3.26         特に指摘事項なし           古市町         山林         公共団体         \$53.5.20         なし         が、航空写真を見           古市町         山林         公共団体         \$53.5.20         なし         が、航空写真を見           古市町         山林         公共団体         \$8は見受けられな	13	山陵町	宅地	社福	H10. 1. 13	H10. 3. 26	特に指摘事項なし
学園商     雑種地     公共団体     S61.2.4     S61.4.26       朝日町     山林     宗教団体     立し       藤/木台     宅地     学校法人     S61.3.19     S61.4.26       大和田町     雑種地     社福     H21.1.8     H21.3.26       古市町     山林     公共団体     S83.5.20     なし	14	西大寺赤田町	宅地	社福		日付未記 載	決裁はあったが、その目付が 未記載であった。
朝日町     山林     宗教団体     なし       藤ノ木台     宅地     学校法人     \$61.3.19     \$61.4.26       大和田町     維種地     社需     H21.1.8     H21.3.26       古市町     山林     公共団体     \$53.5.20     なし	15	学園南	雑種地	公共団体	S61. 2. 4	S61. 4. 26	特に指摘事項なし
藤ノ木台     宅地     学校法人     S61.3.19     S61.4.26       大和田町     維種地     社福     H21.1.8     H21.3.26       古市町     山林     公共団体     S53.5.20     なし	16	朝日町	本	宗教団体	7	۷	申請書及び決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。かった。
大和田町 雑種地 社福     H21.1.8     H21.3.26       古市町 山林 公共団体 S53.5.20     なし	17	藤ノ木台	宅地	学校法人	S61.3.19	4	特に指摘事項なし
古市町 山林 公共団体 853.5.20 なし	18	大和田町	雑種地	社福	H21.1.8	H21. 3. 26	特に指摘事項なし
	19		口林	公共団体	S53. 5. 20	なし	決裁文書が見当たらなかった が、航空写真を見た結果、異 常は見受けられなかった。



水はなく、くぼ地になっている。

① 非課税の適否を再検討すべきである(意見)

航空写真では、No.3 については溜池ではなく、枯渇して水はなく、くぼ地の状態であった。実際に現場に行って確認したところ、航空写真の通りであった。不動産登記事務取扱手総準則によると、溜池とは、耕地かんがい用の用水貯留池のことである。一方、地方稅法では、非課稅の対象として第348条第2項第6号に「公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝」と規定されている。当該池は古くから農地かんがい用として利用されていたが、現在は貯水されていないことから、非課稅の適否を再検討すべきである。

(4) その他非課税(土地)について

その他非課稅について、課稅台帳から任意に下記 30 件を抽出し、所有者からの申請書及びその決裁書を確認した。また直近の航空写真(平成 20 年秋)にて非課稅理由との大きな相違がないかを確認するとともに、現場における調査が必要と認めた一部の抽出物作については、現場稅総を行った。

その結果は以下のとおりである。





料金を徴収するゲート等はなく、無料であると考えられる。

問題点	決裁文書が見当たらなかったが、航空写真を見た結果、異常は見受けられなかった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。★	特に指摘事項なし	特に指摘事項なし 特に指摘事項なし	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。	申請書及び決裁文書が見当た らなかったが、航空写真を見 た結果、異常は見受けられな かった。
決裁日	なし	د	H15. 3. 17	H9. 3. 26		د د	د ا	۷	د	۷
日帰日	S53. 5. 20	なし	H14. 12. 20	H8. 11. 11 H5. 2. 16	なし	なし	なし	なし	なし	なし
所有者	公共団体	一般法人	社福	社福社	宗教団体	宗教団体	宗教法人	宗教団体	宗教団体	宗教団体
型	山林	州	雑種地	光 宏 宏	日林	正林	日本	山林	山林	名地
住所	古市町	今市町	田中配	名荷町柚ノ川町	別所町	柳生下町	阪原町	下狭川町	針ヶ別所町	上深川町
No.	20	21	22	23	25	26	27	28	29	30

★は、現場視察を行った。

[No.21]







舗装された空き地となっている

① その他非課税(土地)に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである(結

非課税の申請書及び決裁書を確認したところ、30 件中 10 件(No.8、No.10、No.16、No. 21、No.25~30)に申請書及び決裁書がなく、3 件(No.1、No.19、No.20)については、申請 書はあるが、決裁書はなかった。後日確認できるように、申請書及び決裁書は適切に 保存しておくべきである。

② 非課税に係る決裁書には日付を記載しておくべきである(結果)

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが 1 件(No.14) 見受けら れた。後日確認できるように、決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきで

③ 減免から非課税となった場合、再度申請書を提出させるべきである(意見)

申請書が提出されていなかった。申請当時は登録博物館(博物館法第2条第1項)では ないため非課税とはできないが、実質的には該当するとの判断で減免対象となってい たと想定されるものであるが、非課税対象となった時点で、非課税の申請書を提出さ No.2 の博物館は当初は減免、その後非課税対象となったと想定されるが、非課税の せ、決裁を経るべきである。

④ No.21 について、非課税の適否を再検討すべきである(意見)

No.21 について、なぜ非課税となっているのかが担当者も不明であり、また一部は隣 接市に含まれているが、当該隣接市では課税しているとのことである。そのため、市 としても非課税の適否を再検討するべきである。 また上記サンプルとは別に、任意に下記の宗教団体 6 件について、直近の航空写真 (平成 20 年秋)にて非課税理由との大きな相違がないかを確認した。

その結果は以下のとおりである

No.	区分	住所	から判明する状況等
1	宗教団体	疋田町	特に指摘事項なし
2	宗教団体	百楽園	特に指摘事項なし
3	宗教団体	大倭町	特に指摘事項なし
4	宗教団体	古市町	特に指摘事項なし
5	宗教団体	石木町	特に指摘事項なし
9	宗教団体	あやめ池南	宅地のように見受けられた。

現地調査を徹底し、課税の適否を見直すべきである(意見)

り平成4年から現所有者が保有している。市担当者は2010年10月に現場に赴いたが、 門が閉ざされ敷地内の状況は分からないままであった。表札は個人名が記載されてい るだけで、宗教施設と判断できるものはなく、使用実態は不明であった。再度、実態 No6 については宗教施設があるようには見受けられなかった。当初は宗教団体が境 その後昭和 46 年に現所有者の親族に転売され、相続によ を調査して非課税の適否を再検討すべきである。 内地等として取得したが、

(5) その他の現場視察の結果について

課税の網羅性が確保されているかどうかを確認するため、航空写真照合リストから家 屋のサンプル5件を抽出し、その土地とあわせて現場視察を行った。

53

その結果は以下のとおりである。

	母集団	住所	航空写真から 判明する状況	現況地目他
12	1 市街地 (商業地)	今御門町	屋根変化はあったが、特に指 摘事項はない。	宅地
9 <del>K</del>	2 新興住宅地	押熊町	増築はあったが、特に指摘事 項はない。	宅地
9 <del>11.</del>	3 新興住宅地	押熊町	新築されていたが、特に指摘 事項はない。	宅地
1	4 住宅地	学園前a	屋根変化はあったが、特に指 摘事項はない。	宅地
2	住宅地	学園前 b	新築されていたが、特に指摘 事項はない。	雑種地⇒宅地 (翌年課税)
5	E毛地	字属肌 b	事項はない	0,

## ① 現場視察を適時適切に実施すべきである(意見)

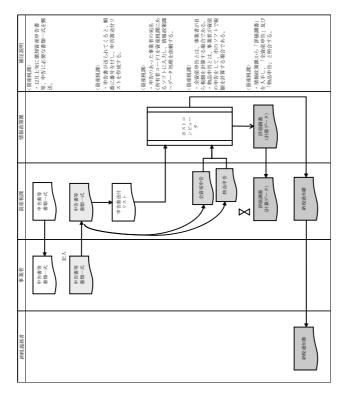
市全体の現場視察が十分に行われていないため、前述のとおり、非課税及び減免申請当時は当該要件を満たしている場合においても、その後、年月を経て、当該要件に合致しない状況に変化していることもある。したがって、適時適切に現場視察を実施すべきである。

## ② 人員体制の見直しが必要である(意見)

地方競法第 408 条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。しかし、土地・家屋・償却資産のいずれも現場視察が十分に行われていない。この要因のひとつに、現在の人員体制では日常の課稅業務が優先し、現場視察の時間が十分に確保できない状態にあることが見受けられる。課稅の公平性を確保するため、担当職員を増やすなどの人員体制の見直しの検討が必要である。「第 3 V 2. (2) ①業務量を考慮した職員配置を検討すべきである」を参照。

111. 固定資産税(償却資産)の賦課について

#### 1. 概要



### 2. 結果及び意見

償却資産の課税対象リストである種類別明細書と現場の整合性を確認するために、任意

に1件抽出して検討を行った。

	駐車鴉	
住所	高天町	
母集団	償却資産	
資料	1	



(1) 償却資産について、実際に現場を確認すべきである(結果)

地方稅法 408 条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規

市では、毎年度、特定の業種(平成21年度:生命保険会社、平成20年度:銀行、平成19年度:病院)を対象に実地調査をしているとのことであった。しかし、課税時の償却資産のリストと調査時に事業所から入手する固定資産台帳及び減価償却明細書(償貸産以外を含む)との突合・調査する、書面による調査のことを「実地調査」と称していた。そのため償却資産の課税対象外か課税対象内かのチェックにとどまっており、資産の増減があるか否かは把握できていない。

その結果、申告がない事業者に対しては、推計課税をしている。推計課税とは過去に申告があった資産から課税年度までに資産の増減がなかったものとみなして課税する方法である。したがって、資産の増減があった場合には、固定資産税(償却資産)が不適切に計算されることになるため、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するととに実地調査を行い、現場で償却資産の課税漏れがないかを確認するべきである。

(2) 市が保有している償却資産の明細書と現物との整合性を定期的に確認すべきである

現場視察を行い、市が保有している明細書(14件だけ記載されていた)と現物の整合性は不明であった。償却資産の所有者にヒアリングをして、一致していることを確認し、課稅漏れがないようにすべきである。

(3) 課税漏れがあると想定できる事業者に対しては、実地調査をすべきである(意見) 平成 21 年度には推計課税を 12 の事業者(又は個人)に対して行っているが、任意に、 市が保有している課税リストである種類別明細書と税務署資料を突合したところ、課稅 漏れがあると想定できる事業者があった。建築資材の製造を行う事業所の種類別明細書 では、最後に取得した償却資産は昭和 58 年 2 月であり、取得価額合計は 44 百万円で あった。しかし、税務署に提出された固定資産台帳によると、昭和 58 年 2 月以降、 多々の資産が取得されており、期末取得価額(土地を除く)は 1,934 百万円にもなり、課稅漏れがあると想定できる。また化成品の製造を行う事業所においても種類別明細書では、取得価額は 29 百万円であるにもかかわらず、稅務署に提出された別表 16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は 72 百万円であるにもかかわらず、稅務署に提出された別表 16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は 1,284 百万円であるにもかからず、稅務署に提出された別表 16(二)旧定率法又は旧定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書によると、償却額の基礎となる金額は 1,284 百万円であった。減価償却資産がすべて市内にあるかどうかの問題はあるが、課稅漏れがあると想定できる事業者に対しては、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査をして、課稅すべきで割り

(4) 税務署の課税資料を活用できるようにすべきである(意見)

償却資産税申告書の未提出者について、地方税法第 354 条の 2 に基づき、奈良税務署で所得税、法人税の申告書閲覧又は記録を行っているが、奈良税務署が事前協議において課税資料として利用することを禁止している。

しかし、大阪市、京都市、神戸市では所轄税務署と協議を行い、課税資料として所得稅、法人稅の申告書を償却資産稅の課稅資料として利用している。市では、推計課稅は

57

この 10 件について、その課税台帳を査閲した結果、免税点 150 万円以下のものが 7

件あり、残り3件については下記の課税標準額に基づいて、平均236千円の納税額があ

(単位:千円)課税標準額

平成 22 年度末申告者リスト 1,595 件のうち、医療法人、医院(歯医院、クリニック

含む)は 59 件あり、そのうち催告書を送付しているのは 3 件、またその後申告があっ

た件数は10件である。

行っているものの、適正な金額と一致しているとは限らず、適正課税の観点から奈良税 務署に課税資料として利用できるように再協議すべきである。

(5) 償却資産について催告書発送基準を見直すべきである(意見)

過去5年間の①申告書発送件数、②未回収件数、③催告書発送件数を確認した結果、

約3割が未回収であり、またそのうち催告書の発送割合は約4%と低い。

い・名麦・該 件数 当資産なし等	0	0 1	17 2	14 1	16 4
申告あり 左記			10	2	3
2 回目催告 書発送件数	0	0	12	61	19
左記の未回 収件数	40	48	32	120	44
申告あり	37	13	29	09	34
1回目催告 書発送件数	77	61	19	180	78
未回収件数	345	930	1,746	2,028	2, 175
申告書発送 件数	4, 562	5,002	6,010	6,660	6,808
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度

例えば 21 年度①6,808 件に対し②未回収件数 2,175 件、③催告書発送件数(1 回目)

最終的に申告のないものについては、その業種等を勘案しながら、対象範

囲を広げて推計課税を行っていく必要がある。

このため、

○ 湯 京 本 圏 ○

○歯科

11, 334 31, 910

7,365

20, 028 24, 536 35, 996

取得価額

所有者

は 78 件である。②のうち催告書を発送する対象は、免税点を超えていないと思われる 新規事業者は外しているとのことであるが、新規事業者でも免税点を超える可能性はあ

り、これを含めるなど、発送基準を見直すべきである。

なお、催告書発送の決裁文書には、発送基準を明記しておくべきであると考える。

また催告書(1 回目)発送先からの未回収(44 件)については、そのうち不達やその後申告書の提出があったものを除いた19 件について2回目の催告書を発送しているとのことであるが、上記同様、2回目の催告書発送の決裁文書についても、発送基準を見直すべきである。

(6) 推計課税の対象範囲を広げるべきである(意見)

上記 (5) の 78 件のうち、最終的に申告のないものについては推計課税しているが、

F記の相手先 <u>I7</u> 件については推計課税を行っていない。

<b>凯克教约布干教</b>	8体	7件	2作	17件
C-186.1	医院・歯科	株式会社	個人事業者	合計

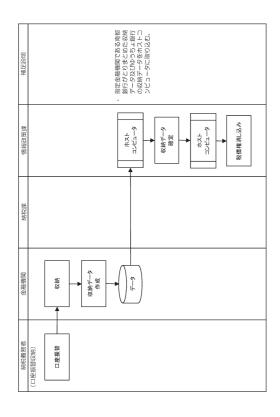
その理由は、免税点未満と思われるところなどの理由によるとのことであるが、中には高額の機器を保有している可能性のある医療法人等もあり、免税点未満であることを確認すべきである。

58

IV. 市税の徴収について

1. 魏威

収納の業務フローは以下のとおりである。



2. 結果及び意見

(1) 入金消し込み業務のチェック体制を強化すべきである(結果)

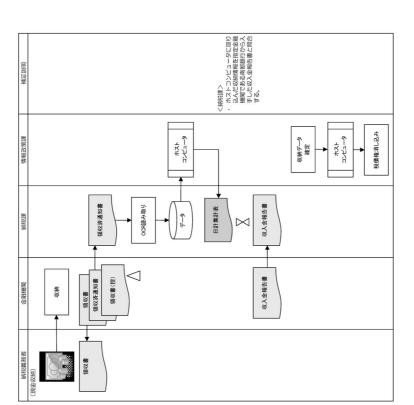
入金消し込み業務は、担当者のみで実施されている。係長や課長等の上席者は、消し込みの結果上がってくる入金総額を見てはいるが、数字が生成される過程が正しいかどうかを確かめていない。このような状況は、業務の管理監督が適切に行われているとは言い難いものである。たとえば、日々入金処理されているものの一部を抽出し、正しく処理されているかを実際に確かめるとともに、日々の金融機関への入金総額と入金消し込み金額とが一致しているかを確かめるなどが必要である。

このように、上席者は、適宜、入金消し込み業務が正しく実施されているのかを チェックする必要がある。

(2) 滞納案件の全体像を把握する仕組みを構築すべきである(結果)

滞納案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみで管理表が作成されているわけではないため、登録されている案件の全体を明確に把握することができない。また、各案件について担当者が明確に決まっているわけでもない。

61



そのため、滞納状態にあるにもかかわらず滞納処分すべきかどうかについて適時に検討されることなく放置されている案件が存在する可能性を否定できない。少なくとも高額若しくは長期の滞納案件については管理表を作成してその全体像を把握し、上席者が定期的にその内容を確認し、適切に滞納処分がなされていることを確保すべきである。

## (3) 差押財産の一覧表を作成するべきである(結果)

滞納処分を行った案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみであり、市が差押している財産の一元管理は行われていない。そのため公売に出品するかどうか検討する対象の網羅性は「職員の記憶」に頼っている状況であり、担当者の入れ替わりによって記憶から漏れる差押財産が生じる可能性を否定できない。また、将来的には機価して滞納段等に充当する可能性があること、特に動産については遺失する恐れがあること等からすれば、差押財産の一覧表を作成して適切な管理を行うべきであると考さる。

## 延滞金の調定を行うべきである(結果)

平成 17 年度から平成 21 年度までの延滞金収納額 (県民税を含む。)の推移は以下のと されっもス

平成17年度   平成18年度   平成19年度   平成20年度   平成21年度	28, 206 75, 633 67, 473 151, 840 209, 812
	206 75,633 67,473 1

滞納整理課ができた平成 20 年度からは延滞金の徴収にも注力しているため同年から収納額は大幅に増加しているが、平成 22 年 8 月 31 日時点における延滞金は、3 税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納繰越分に係るものだけで約 11 億 6,000万円存在する。また、滞納税等はシステム管理されているため個々の本税に対する延滞金は随時把握可能であるが、延滞金の総額をシステム上で把握することができない(上記 11 億 6,000万円は外部監査人から依頼して組成したプログラムによって算出した金縮である)。

本税を完納するまで最終的な金額は確定しないものの、延滞金も滞納者から徴収すべき債権であることに疑いはない(地方税法第326条)。また、延滞金を一旦調定すれば、徴収しない、あるいは徴収できないことを決めた場合には不納欠損処分の手続きが必要となる。その結果、滞納整理課が設置される以前には行われていたという安易な延滞金

62

の徴収放棄が再び行われることのないよう歯止めをかけることができる。したがって、 少なくとも年度末時点で延滞金の調定を行うべきであると考える。 理論上は以上のとおりであるが、実務上、一旦調定すると実際に延滞金の収納がなされる都度、調定額変更の決裁が必要であるため、事務があまりにも煩雑になることが考えられる。そのため別法として、本来調定すべき多額な決算自現在の延滞金総額や当該年度中の延滞金億収放棄総額を決算書類に明示することも考えられる。

なお、後述のとおり、現行のホストコンピュータシステムと収納支援システムでは一時点での延滞金総額を算定することは不可能であるため、システムの再構築や新システムの導入等によって対応を行う必要もある。

## (5) 徴収猶予処分にあたって担保を徴すべきである(結果)

徴収猶予又は換価猶予をする場合には、猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除いて一定の担保を徴することが必要である(地方稅法第16条第1項)。平成21年度における徴収猶予案件及び換価猶予案件すべてについてその内容を確認したところ、猶予金額682千円の案件について担保を徴することができない特別な事情がないにもかかわらず担保が徴されていなかった。法令に従って適切な対応を行う必要がある。

# (6) 市職員による市税滞納について厳しい態度で臨むべきである (意見)

平成 22 年 3 月末時点における市職員による市稅滞納状況は以下のとおりである (その後に微収が行われた結果、平成 22 年 12 月 1 日時点での滞納稅等は 926 千円に減少している。滞納人数も平成 22 年 12 月 1 日時点での滞納稅等は 926 千円に減少している。滞納人数も平成 22 年 3 月末時点の 36 名から 12 名に減少しているとのことである)。 市職員であっても様々な理由により納稅が困難な状況も想定されるが、そのような場合には徴収猶予制度を適切に運用することにより対応すべきである。 市職員による市稅の滞納は、納稅者である市民から理解を得られないのみでなく、市稅を徴収する日当部署職員の土気にも多大な影響を及ぼしていると思われる。「奈良市職員の懲戒処分に関する指針」第 2 に記載されている「標準例に掲げられていない非違行為」として処分することも考えられるが、大阪市のように「公的債権の滞納」を標準例として掲げ、電質な滞納者については市としても断固たる姿勢で臨む必要があると考える。

なお、市内に居住していても市外に固定資産を保有していたり、市外に居住していたりする職員も存在する。この場合、市では当該職員の税金滞納状況を網羅的に把握でき

ないという問題が生じる。したがって、公平性の観点からは、全職員から税金の滞納がない旨及び税金の滞納が発覚した場合は処分をされても異議がない旨を記載した宣誓書を徴することが考えられる。

平成22年3月31日 平成22年12月 101		2, 658 139 2, 898 36	固定資産稅 軽自動車稅 合計 滞納職員数(人)
平成22年3月31日     平成22年12月       101     2,658		139	車税
平成22年3月31日 101	068	2,658	<b>牽税</b>
平成22年3月31日	T .	101	市・県民税
	平成22年12月1日	平成22年3月31日	税目

(7) 納税義務者がすでに死亡している滞納事案について取り扱いを明確化するべきである (音目) 平成 22 年 3 月末時点で納税義務者がすでに死亡している潜쉙継越案件が市民税、固定資産税及び軽自動車税の 3 税で 414 件(滞納税額 90,502 千円)あるが、市では特段の対応を行っていない。その結果、これらの案件は 5 年で時効消滅し、不納欠損処理されることになる。

上記案件の中には、賦課期日時点ですでに納税義務者が死亡していたため課税自体が 無効であるものと、課税自体の有効性に問題はないが相続人不明等により死亡者が納税 義務者となったままであるものが含まれている。本来であれば、前者については無効な 課税を取り消してあるべき納税義務者(例えば、地方稅法第 343 条第 2 頃の「同日にお いて当該土地又は家屋を現に所有している者」等)に対して課税を行い、後者について は相続人に対して納税を求める必要がある。しかしながら、いずれの場合も相続人を探 し出すことに相当な手間がかかり、このことが死亡者を納稅義務者としたまま放置して いる大きな原因となっているとのことである。

一定のコストはかかるものの、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てて手続きを進めることにより、相続人の不存在を確定させ(民法第958条の2)、租税債権を徴収できる場合がある。手間がかかることを理由に死亡者課税をまったく放置してよいわけはなく、費用対効果を勘案したうえで適切な対応を行うべきである。

なお、納税義務者が死亡していることを課税時点で網羅的に把握することは困難であると考えられる。つまり、納税義務者が死亡していることが判明するのは滞納となってからである。したがって、課税課(市民税課、資産税課)と滞納整理課が協力して解決するが思さなる。

(8) OCR 読取作業は、金融機関等に委託することを検討すべきである(意見)

納税がなされると、納税通知書のうち市控となる部分が金融機関を通じて市に送付される。市では、職員が納税通知書を光学式文字読取装置(OCR)に読み取らせ、納税情報をデータ化している。

OCR に読み取らせることは、専用の装置があれば可能である。そのため、当該業務を市職員が実施する場合と金融機関等に委託した場合のコストを比較して、当該業務を委託できないかを検討すべきである。

# (9) OCR に対応していない納付書を OCR 対応にすることを検討すべきである(意見)

法人市民税などのように、市から書類を発送する際に納税額が決定していない場合は、手書きで税額を記入する納付書を添付している。当該納付書の様式は、かなり以前から用いられているが、QCR への対応ができていない。そのため、納付書のうち市控となる部分が市に送付されると、業者に委託して納稅情報をデータ化している。業務を効率化するために、納付書の OCR 対応化を検討すべきである。

### (10) 個別案件の検討結果

平成 22 年 7 月 22 日現在における 3,000 千円以上の多額滞納者一覧表から法人及び個人のそれぞれ金額上位 5 件を抽出して内容を検討した (ただし、市の税金管理システムでは納税義務者ごとに滞納税等の名寄せをすることができないケースが一部あるため、抽出したサンブルが必ずしも法人及び個人の滞納税等の上位 5 件となっているかどうかは不明である)。なお、個別検討の対象とした 10 件の平成 22 年 10 月 22 日時点における滞納税等の金額及び滞納税目は以下のとおりである。

	市民税	固定資産税 都市計画税	その他	华
法人	1,622	986, 492	489, 608	1, 477, 722
個人	38, 129	314,603	133	352, 865
中	39, 751	1, 301, 095	489, 741	1,830,587
· 注16 [26年] 7年出十四四右沿方本D	7年十三年七 11		10 と 1 四 1 田	国16「20年」 は成り転車沿

法人の「その他」は特別土地保有税であり、個人の「その他」は軽自動車税である。

・個人の「市民税」には一部県民税を含んでいる。

65

① 法人1位

滞納税目	固定資産稅、都市計画稅
滞納の時期	平成19年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成21年1月23日:参加差押

(事案の概要)

納税義務者である A 社は業績不振により営業を停止して納税が困難なため、同社の親会社である B 社と継続的に納税交渉を実施。平成 19 年度分の固定資産税及びこれに係る延滞金に相当する B 社名義の約束手形 (額面: 76,300 千円、期日: 平成 21 年 3 月 31 日) を、平成 20 年 5 月 1 日)。ところが初回の納付が行われなかったため、平成して受領 (平成 20 年 5 月 1 日)。ところが初回の納付が行われなかったため、平成 20 年 9 月 20 日に A 社所有の不動産について差押を実施するとともに上記手形を返却、当該差押物件につき平成 20 年 12 月 3 日及び平成 21 年 1 月 21 日に公売を実施するも入れ者なし。

平成 21 年 1 月中旬に B 社の事務所が閉鎖され、交渉窓口となっていた担当者も退職してしまった。その後平成 21 年 1 月 23 日及び平成 21 年 5 月 25 日に A 社が所有する別の不動産の差押を実施するとともに、A 社の実質的なオーナーである C 氏と連絡が取れるようになり交渉を開始。交渉の結果、土地を担保に融資を受けて納税するため平成 21 年 10 月 22 日に換価猶予を実施(猶予期間:平成 21 年 10 月 22 日にら平成 21 年 11 月 21 日、この際に上記 3 件の差押は解除され代わりに抵当権を設定している)。その後は継続的に交渉を行っているが状況に変化なし。

換価猶予期間経過後に適切な対応を行うべきである(結果)

平成 21 年 10 月 22 日に行った換価猶予の猶予期間は同年 11 月 21 日までとされている。にもかかわらず、平成 22 年 10 月 22 日時点で換価処分されていないはかかか、換価猶予の延長も行われていない。期限を設定して換価猶予を行った場合において当該期間内に初期の目的を達成できなかった以上、抵当権の設定を解除して改めて不動産を差押するか、少なくとも換価猶予の延長を行う必要があると考える。

② 法人2位

滞納税目	市民稅、固定資産稅、都市計画稅、特別土地保有稅
滞納の時期	平成5年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成18年11月6日:不動産差押 平成19年8月2日:参加差押 平成21年8月12日:不動産差押
	+

年室の輝明

平成9 年5月28日に最初の差押を実施して以降5回差押を行ったが、公売等によって物件消滅しており平成22年9月24日時点で差押が継続されているのはX市とV町の物件のみである。

これらのうち、X 市の物件については平成21年12月4日及び平成22年1月25日にインターネット公売を実施するも応札がなかったため、平成22年10月24日に3回目の公売手続きを行ったが応札はなかった。Y 町の物件は進入路がない山林であり売却できる見込みはほとんどない(こちらについても平成19年度以降に奈良県との合同公売に3回出品したものの応札なし)。差押物件について換価の目処はまったくたっておらず他にめぼしい財産もないが、差押により時効は中断しているため滞締整理表としても対応に苦慮している。

(7) 徴収見込のない滞納税等については適時に不納欠損処分すべきである(意見)

事案の概要に記載しているとおり、当該案件については差押物件の公売を何度 も行ったが応札がなく換価見込みがまったく立っていない。X 市の物件について みると、最低落札価額はすでに同市が課している固定資産税の水準にあり、これ 以上価格を引き下げることは事実上困難である。 滞納整理課担当者によると、「市が自ら差押している不動産があるため『滞納処分をすることができる財産がないとき (地方税法第 15 条の7)』に該当せず、 差押を解除するための執行停止処分は難しい。差押財産をなんとか機価して滞納 税等を少しでも回収したい」とのことであった。しかしながら、当該事案の滞納 税等は約 10 億円になるにもかかわらず、仮りに差押物件を換価できたとしても 回収できるのは数百万円にすぎない。むしろ実質的に回収困難な租稅債権を毎年 滞納繰越調定し続けることのほうが問題である (調定している本税部分約 3.5 億 円と差押物件の評価額数百万円との差額はいずれ不納欠損処理されることは明ら

かであり、市の対応は損失の先送りに他ならない)。当該事案については検価の 目処が立たない以上、実質的に財産がないものとして執行停止処分を行い、適時 に不納欠損処分すべきである。

## (4) 差押物件の棚卸を行うべきである(意見)

当該事案もそうであるが、従来は機価処分することまで想定せずに滞納者との 交渉手段として差押が利用されていたため、公売するのが容易ではない手持ちの 差押物件が少なくないとのことである。差押物件については一覧表の作成や定期 的な状況確認等の管理コストがかかることからすれば、差押物件の棚間を行って 徴税の観点から維持すべきものを明確化し、それ以外のものについては差押を解 除することが望ましいと考える。

#### ③ 法人3位

滞納税目	固定資産稅、都市計画稅
滞納の時期	平成14年度から平成20年度 (17, 18, 19年度除く)
滞納処分の状況	平成20年6月18日:交付要求

#### (事案の概要)

平成 20 年 3 月 19 日に会社更生手続開始の決定が行われ、平成 22 年 11 月 1 日付で 天阪地方裁判所から「更生計画案に対する同意及び意見について (照会)」が送付さ れている。市の租税債権は優先的更生債権とされているが、「届出債権 85,618 千円及 び額未定」のうち、「更生手続開始決定日以降の延滞金」及び「更生手続開始決定日 の前日まで及び更生手続開始決定日から1年経過後の延滞金」を免除した本税 55,160 千円を更生計画に記載されている会社分割期日の属する月の末日 (平成 23 年 3 月 31 日)に一括納付するものとされている。

当初市は延滞金の全額免除に応じない方針であったが、管財人から「市が延滞金の全額免除に応じなければ破産手続きに移行せざるを得ない」旨の説明を受け、市長決毀により一部免除を行った。

(なお、その後、更生計画が認可され、平成 23 年 3 月 31 日に最終の振込みが予定されているとのことである。)

この事案では、特に指摘すべき事項はない。

#### ④ 法人4位

滞納税目	固定資産稅、都市計画稅
滞納の時期	平成15年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成22年10月13日:不動産差押

#### (事案の概要)

会社の経営状況が厳しく、徴収着予の手続きを行い、分納により滞納している税金を納めている案件である。納付について、平成 21 年 2 月までは履行されているが、平成 22 年 3 月以降は履行されていないため、納付に向けた交渉を続けているが納付には至っていない。 平成 22 年 10 月 12 日に不動産の差押を行っている。

(なお、平成 22 年 11月 26 日に不動産を追加で差押したとのことである。) この事案では、特に指摘すべき事項はない。

#### 法人5位

滞納税目	固定資産稅、都市計画稅	
滞納の時期	平成17年度及び平成18年度	
滞納処分の状況	なし	

#### (事案の概要)

平成 16 年度に C 社から D 社に所有権移転した不動産に係る固定資産税の滞納案件。 当該不動産は平成 18 年 6 月に再度 D 社から C 社に所有名義が移転されているため、D 社は平成 17 年度及び平成 18 年度の固定資産税についてのみ納税義務を負っている。 ところが、当該不動産の実質的な所有者は C 社であるということで、C 社が自ら平成 17 年度分 (1 期からⅢ期まで)の固定資産税を納付。

その後、平成 18 年 8 月に C 社の会社更生手続きが開始された(市としては D 社に対する租稅債権を C 社に対する更生債権として届け出ることを検討したものの法的根拠が見当たらず断念)。D 社は経営実態のない会社であるため、同社の経理事務を行っている氏生の役員との間で懲収に係る協議を行っているが進展なし。

# (7) 高額滞納案件について適切なモニタリングを実施すべきである(結果)

事案の概要に記載しているとおり市は E 社役員と交渉を継続するとともに、 平成 20 年 2 月には固定資産税の課税状況調査を実施したものの「差押に値するものなし」ということでその後の調査を行っていない。また、D 社については約 5 千円と僅少ではあるものの、平成 19 年度以降の固定資産税が納付されているに

89

もかかわらず、その資金の出所等について外部に対する照会等の新たな調査を 行っていなかった。少なくとも高額滞納案件については継続的にモニタリングを 行って滞納税金の徴収につながる可能性のある情報の収集に努めるべきであると 考える。

#### ⑥ 個人1位

滞納税目	固定資産税、都市計画税、軽自動車税
滞納の時期	平成3年度から平成22年度
滞納処分の状況 な	なし
(事案の概要)	
10 L 0 1	世界《朱紫色撰》  11 50 日 5 7 11 5 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1

平成8年3月26日に差押をした不動産は平成11年10月26日に物件消滅を理由に解除されている。また、平成13年9月10日に不動産について交付要求したが、平成14年2月18日に取下により解除となっている。さらに、平成17年6月8日に強制換価手続による繰上徴収を行い、平成17年7月21日に不動産について交付要求したが平成18年2月21日に物件消滅を理由に解除されている。また、適宜、実施調査を実施し、平成19年8月8日に不動産を参加差押している。

不動産の差押を換価価値なしとの理由で解除するためには、執行停止を見据えた徹底的な財産調査を行う必要があるため、預金調査など財産調査を行う。平成 21 年 3 月 19 日差押物件の所有権が平成 21 年 2 月 17 日付で会社名義に変更されていたことが判明する。平成 22 年 2 月 26 日、差押していた不動産を換価価値なしと判断し解除さらに参加差押していた不動産を換価価値なしと判断し解除さらに参加差押していた不動産も同様に換価価値なしとして解除する。財産調査の結果、持っていた財産はすべて他人名義へ変更されているが、市が本人との関係を証明することができないため、無財産という判断に至っている。

この事案では、特に指摘すべき事項はない

#### (7) 個人2位

滞納税目	市民稅、固定資産稅、都市計画稅
滞納の時期	平成17年度から平成22年度
滞納処分の状況	なし

#### (事案の概要)

平成 16 年 12 月に導入された収納支援システムに残されている記録は以下の通りで

平成 15年 10月 23日:交付要求

あり、内容についてのコメントは一切記載されていない。

平成16年1月7日:F氏本人に滞納税額と延滞金総額を連絡

平成 17 年 5 月 11 日:交付要求取り下げ

平成 18 年 7 月 13 日:実態調査(回答)

平成19年8月1日:実態調査

平成 19 年 7 月 17 日:催告

平成 19 年 9 月 10 日: 催告

平成19年12月4日:催告

平成20年10月8日:催告亚成21年1月15日·爆告

平成21年1月15日:催告 平成21年10月19日:催告 平成 22 年 1 月 18 日:催告 平成 22 年 5 月 26 日:最終催告(指定期日、平成 22 年 6 月 7 日)

(7) 適時に納税指導を実施すべきである(結果)

P成 22 年 6 月 21 日:実態調査(回答)

サンブルを抽出した平成 22 年 7 月 22 日時点における F 氏の滞納税額は 57, 172 千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンブルの詳細記録を 出力した 10 月 22 日時点では 11, 616 千円に減少している。これは、平成 17 年 5 月 11 日の交付要求取り下げから 5 年経過したことによる滞納税金の時効消滅が 原因である (時効消滅による不納欠損処理は平成 23 年 3 月に実施されるが、シ ステム上の租税債権は 9 月の時点で抹消されている)。

事案の概要にも記載しているとおり、F 氏については催告書を送付するのみで 徴税のための交渉が実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保す

る観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考える。

(なお、平成 22 年 11 月 26 日に不動産を差押したとのことである。)

#### 個人3位

滞納税目	市民稅、固定資産稅、都市計画稅
滞納の時期	平成18年度から平成21年度
滞納処分の状況	平成22年9月28日:債権(生命保険解約返戻金)差押

#### (事案の概要)

り返済が終わる 2 年後から家賃収入で少しずつ納付していくとのことだった。しかし、 平成20年8月7日に自宅を訪問し納税についての話し合いを行ったところ、借金 平成 20 年 9 月 9 日に金融機関や保険会社など 年11月14日に6生命保険会社より、無配当終身保険(契約者、被保険者:本人、保 険金受取人:子、解約返戻金 1,526 千円)があるとの回答を得た。しかし、少額では 平成 20 年 10 月1日に差押予告通知書を送付した。 **あるが納税があったため当時、差押は行わなかった。** 市はその申し出を受け入れなかった。 、照会文書を送付した。

平成22年5月に約100万円が納付されており、土地の売却代金の一部を納 所有していた不動産を売却し、平成 22 年 4 月 15 日には所有権の移転登記が完了し 付に充当したと考えられる。 ている。

平成 22 年8月10日に金融機関や保険会社などへ照会文書を送付した結果、預金に ついては借入の担保になっているため差押しなかった。しかし、6 生命保険会社の無 配当終身保険(解約返戻金 457 千円)を差押し、平成 22 年 10 月に解約し、その解約 区戻金を納付に充当した。

## (7) 適時に財産調査の結果を活用するべきである(結果)

本案件の場合、金融機関や保険会社などへの照会を定期的に実施し、適宜、財 産の所有状況を確認しており、土地、建物などの不動産を所有していることがお かっている。しかし、所有が判明した当初は不動産には多額の抵当権が設定され ているため差押などは行わなかった。 過去の財産調査から、抵当権の対象となっている債務は当初より減少している。 うな状況ではいずれ抵当権が抹消される可能性が高いと考えられ、より早い段階 で差押をしておくことが有効である。これにより、時効の進行を止めるなど、債 また、所有している財産の中には家賃収入が見込まれる収益物件がある。

権を保全することもできると考える。

(なお、平成22年12月7日に不動産を差押しているとのことである。)

#### 個人4位

滞納税目	市民税
滞納の時期	平成17年度から平成22年度(平成21年度除く)
滞納処分の状況 なし	なし
(事案の概要)	
平成6年6月2	平成6年6月22日に不動産の差押を行ったが、平成16年11月19日に奈良地方裁
判所から競売続行	判所から競売続行の水意見書が届いた際に「異議がない旨」回答。平成 16 年 12 月 28
日に上記競売に対	日に上記鏡売に対して交付要求を行ったものの、平成 17 年 5 月 16 日に取り下げ(交
付要求は市内に住	付要求は市内に住所があるⅡ氏個人名義で行っていたが、差押物件の所有名義がⅡ氏
が経営する I 社	が経営する 1 社に移転されており競売も同社名義で行われていたため交付要求自体が
無効であったため	無効であったため)。そこで、平成5年の固定資産税のみを対象として平成17年5月
18 日に改めて交	18 日に改めて交付要求を実施するも、競売による物件消滅により平成17 年9月16日

成22年6月28日に同年7月9日を指定期日とする最終催告を実施。平成22年7月 13 目に 382 千円の納付があり、平成 22 年 8 月 26 日には総額 5,000 千円の約束手形を その後は H 氏と断続的に協議を行っていたが、差押解除から 5 年経過する直前の平 受領(なお、当該手形については決済されていることを確認した)。

## (7) 適時に参加差押すべきである(結果)

資産税 1,362 千円のみである。これは交付要求の時点で少なくとも平成6年1期 らすれば上記時効で消滅した租税債権についても徴収できた可能性を否定できな 平成17年5月18日に改めて交付要求しているが、その対象は平成5年の固定 から平成 11 年 3 期までの租税債権 2,731 千円がすでに時効で消滅していたため である。当該事案についてみると、確かに競売は実行されたものの結局無配当で 差押が解除されてはいるが、最近になって滞納税等の納付がなされていることか い。いったん差押を行ったらそれで終わりというのではなく、納税義務者との交 歩経過等を考慮して将来の回収が見込める案件については適時に参加差押を行う 必要があると考える。

## (4) 時効管理を徹底するべきである(結果)

平成 11 年 4 期から平成 16 年 4 期までの租稅債権 12,725,300 円について平成 22 年 7 月 2 日にシステム上時効消滅の処理が行われている (23 年 3 月期に不納 欠損処理される)。そもそも当該債権は平成 16 年 12 月 28 日に実施した交付要求 の対象とされていたが、システム上平成 17 年 5 月 16 日に上記交付要求の「取 下」処理を行ったためそこから 5 年経過した平成 22 年に時効が完成したことになっている。

しかしながら平成 16 年 12 月 28 日に実施した交付要求はそもそも名義人が 誤っていた無効なものであるため、「取下」処理ではなく「抹消」処理をすべき ものであった(滞納整理課担当者によると平成 16 年 12 月に滞納支援システムを 導入して入力に不慣れであったこと、「抹消」処理すると対象債権の記録がなく なってしまうため敢えて「取下」処理したと思われる、とのことであった)。時 効の完成は不納欠損という会計処理に直接影響するため、その管理を徹底する必 要があると考える。

#### ) 個人5位

滞納税目	市民稅、固定資産稅、都市計画稅、軽自動車稅
滞納の時期	平成11年度から平成22年度
滞納処分の状況	平成16年11月26日:不動産差押 平成22年5月26日:参加差押

#### (事案の概要)

平成 16 年 10 月 4 日に本人所有の土地と経営する店の建物を差押した。また、平成 20 年 2 月 15 日に預金調査、平成 21 年 9 月 15 日に年金照会などの調査を実施し、平成 22 年 5 月 26 日には参加差押(不動産)を実施し、現在に至る。

この事案では、特に指摘すべき事項はない

## その他市税に関する事項について

## 1. 税金管理システムについて

#### 概財

市税関連業務において使用しているシステムとして、市全体で使用しているホストコンピュータシステム (課税システム、収納システム、滞納繰越システム等)の他に収納支援システム、イメージファイリングシステム、家屋評価システム及び土地評価システム (GISシステム)がある。このうちホストコンピュータシステムについては昭和48年に導入されたのち、必要な機能を順次追加して今日に至っている。また、収納支援システムは平成16年度から稼働している。

### (2) 結果及び意見

) システム管理に係る手続きを明確化するべきである(結果)

ホストコンピュータシステムは情報政策課、収納支援システムは滞納整理課で管理 している。情報政策課ではシステム改修に係る、プログラムやシステムの仕様書が未 作成のものがあり、その結果、導入からの改修履歴が網羅的に把握されておらず、現 在のシステム構成を容易に把握することが難しい状況となっているシステムが一部あ る。このように分かりづらくなったものについては、システムの内部構造を再構築す るか新しいシステムに移行して適切な運用を行う必要がある。

## 税務関連のシステム投資をより積極的に行うべきである(意見)

市では厳しい予算のなかで重要度の高いシステム改修を優先的に行っているが、以下のようなシステムの不備によって本来必要のない事務作業が発生していることは否定できない。

## ◆収納システムが公金目情報しかもっていない

収納ンステムでは公金日(収納整理に関する内部手続きを経て市の歳入として確定した日)のみ管理しており、実際の領収日に関する情報をもっていない。 差押や交付要求などの滞納処分時には領収日データが必要なため、領収済み通知書を確認して滞納支援システムに領収日を丰入力する手間が発生している。

22

## 帯納繰越システムでは期別管理ができない

滞納繰越システムでは滞納税金を年度―括管理している。そのため、繰越調定した 期別に時効完成時期を認識できないため、時効完 成の成否について滞納整理課で精査する手間が発生している。 帯納税等の一部入金があった場合、

## ◆課税システムでは、本税が収納されると延滞金も消滅する

さくなってしまうため、延滞金額が本来の金額よりも少なく計算されてしまう。また、 常にその時点での本税の未納額に対して延滞金額を算出するだ そのため、本税の一部入金があった場合には、本税額が小 ば、10 万円の本税に対して5千円の延滞金があるケースにおいて5万円の納付が行わ 当該5万円は本税に充当されるためこれに対する延滞金2.5千円(5千円 このように、本税の一部入金が行わ 課税システムでは一部納付済の延滞金を差し引きする仕組みも持っていない。(例え れた場合には、課税システムから出力される催告書に記載される延滞金額は正確では ないため、滞納整理課職員がこれを抽出して金額を修正する手間が発生している。 ×5 万円÷10 万円)の情報が消滅してしまう)。 けの計算しかしていない。 課税システムでは、

## ◆収納支援システムでは法人市民税を管理できない

収納支援システムで管理している税目は、市民税・固定資産税・軽自動車税の3税 Dみであり、法人市民税は管理していないため、滞納処分の対象債権から漏れてしま う可能性がある。

## ◆課税計算結果のチェックに必要以上の時間がかかっている

度重なる税法改正に伴う改修により課税計算のシステムが複雑化しているため、修 正毎にその影響範囲を正確に捉えられず不備が発生する場合があり、課税計算結果の は、市民税賦課業務の最終段階において、特別徴収の課税計算ロジックの正確性を 確認するためのサンプルチェックを約 700 件 (税制改正があった部分については別途 100 件から 150 件程度追加)実施している。当該サンプルチェックは市民税課員総出 正確性を課税担当職員がチェックするために多大な労力と時間を費やしている。

システム整備によって事務処理の効率化を図ることができれば、納税義務があるに もかかわらず確定申告を行っていない未申告者のフォローや滞納案件へのより一層の

注力が可能となり、結果として市の税収を増加させることにもつながると考えられる。 システム投資に係る各部署からの要望の採択にあたっては、市全体の歳入確保への責 献度も加味することを検討すべきであると考える。

### 職員の適正配置について

#### (1) 概要

税務室の課別超過勤務時間、月別超過勤務時間、在籍年数別人員数は以下のとおりで

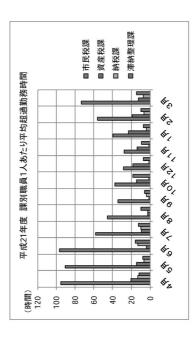
\$50

御		平成20年度			平成21年度	
五	一般職	超勤時間	平均時間	一般職	超勤時間	平均時間
市民税課	29	12,865	444	29	19,817	683
資産税課	27	6, 428	238	26	3,988	153
納税課	14	1, 133	81	7	497	71
滞納整理課	8	1,051	131	18	2,341	130
全体	78	21, 477	275	80	26,643	333

時間)

資産税課 平成20年度においては固定資産税評価替え作業が行われているため、 上記人員数は超過勤務手当の対象となる管理職以外を記載している。 \* \*

の超過勤務手当が例年よりも増加している。 平成20年度においては現年調定に係る滞納整理を納税課で実施していたが、 平成21年度は滞納整理課で実施しており、これに伴う人員の異動が行われている。 \*



17

 $9^{\prime}$ 

	■2年以下 ■3年~4年 ■5年以上	
三数		滞納整理課
平成21年度 在籍年数別人員数		納稅課
或21年度 在		資産税課
F		市民税課

4件成している稅務概要と他の中核市から入手している稅務概要に記載され	ストを比較したものが下表である。
市が作成して	、る徴税コストを比較し
また、	ている

なお、元の表では報奨金がコストとして計上されているが、この表では収入のマイナスとした。これは、報奨金は早期に納税が行われた場合などに支払われるものであるため、税金の値引きと考えたためである。

なお、市の数値は平成 21 年度、その他の中核市は平成 20 年度の数値である。今回対象とした各中核市の数値は、巻末に参考資料として掲載している。

基本格   29   20   20   20   20   20   20   20	祖	たり中核市
基本給 語手当 音声等         基本給 音声等         基本給 音の他         11           第12 人当たり機模収 60 (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
基本給   上本給   上本給   上本   上本   上本   上   上   上   上   上   上	_	<
基本給 請手当 その他         基本給 (その他         11           5コスト)         A         11           6数収取投費※         B         11           6数         C=A-B         12           6数         C=A-B         12           6数         C=A-B         13           6数         C=A-B         14           6数         C=A-B         14           6数         C=A-B         15           60         A+D         A+D           60         A+D         A+D           60         A+D         A+D           60         A+D         A+D           A-B         A+D         A+D	金銭 当たり (千円) (円)	.9 (永及日外) 深く) 中也 (田)
	360, 223	3,676 3,703
その他   小計		
小計   小計   小計   小計   小計   小計   小計   小計		
(2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	774, 719	
( )   (	313, 197	3, 196 2, 015
( 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	6, 170	63 509
B       C=A-B       D       5本合態) E       市税 G     52.       県民税 H     16.       合計 1=G+H 68.       ※     A÷1       ※     A÷1       スト A÷E(円)     C÷G       ※     C÷C       が高大 C÷D     C÷C       市税 G÷D     C÷E(円)       ボト G     C÷E(円)       ボード G     C・E(円)       ボード G     C・E(円) <t< td=""><td>980</td><td>9,</td></t<>	980	9,
5本合戦)     D       5本合戦)     E       市税     G       市税     G       合計     16.       合計     16.       合計     16.       合計     16.       合計     16.       合計     16.       機工スト     44.       位立     1.       市税     6.       日本医     1.       財産     1.       日本医     1.       日本区     <	548, 615	
5本台般) E       市税 G     52.       東民税 H     16.       舎計 1=G+H 68.       ※     B÷H       ※     A÷I       ※     A÷I       本     A÷E(円)       スト     A÷E(円)       本     C÷G       を設成     C÷D       市税     C÷E(円)       市税     C÷E(円)       ボード     C÷E(円)       ボード     G÷E       以     G÷E       は・E     G・E	545, 471	
5本台帳) B       市 税 G     52       東 政 H     18       中 財 G H     68       中 財 H     16       中 財 B     7       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       株 日 B     1       日 B     1 </td <td>86</td> <td></td>	86	
市税 G         52.           県民館 H         16.           合計 1=64H 68.           総         A+1           スト A+E(円)         A+E(円)           Aト A+E(円)         C+6           Man スト A+E(円)         C+6           Man スト C+D         C+6           機関収 1+D         C+C(円)           機関収 C+D         C+E(円)           成長 G+D         C+E(円)           成長 G+D         C+E(円)           成長 G+D         C+E(円)           成長 G+D         C+E(円)           成長 数別合 D+E         C+E(円)           成長 数別合 D+E         C+E(円)           成長 数別合 D+E         C+E(円)           成長 数別合 D+E         C+E(円)           A+F(円)         A+F(円)	365, 157	
市般 G 52,6   原茂 H 16,0   自計 16,0   自計 1 16,0   自計 1 16,0   自計 1 16,0   自計 1 16,0   日十日	276,840	
**     独長税 H     16.0       **     B÷H       **     A÷I       **     A÷I       **     A÷E(円)       **     C÷G       **     C÷G       **     C÷G       **     C÷G       **     C÷G       **     C÷E(円)       **     G÷E       **     G·E	52, 653, 789	
# B÷H 1=G+H 68,6   B÷H	16, 042, 261	
電     B ÷ H       総コスト A÷D       スト A÷E(円)       スト A÷E(円)       (2+6)       (2+6)       (3+1)       (3+2)       (3+3)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+4)       (3+5)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)       (3+6)	68, 696, 050	
A+1	3.4%	5. 4%
総コスト A÷D スト A+E(円) (4-6) (4-6) (4-6) (4-6) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7) (4-7)	1.6%	1.7%
スト A+E(円)	11, 164	9, 714
(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2, 996	3, 291
- 人当たり約コスト C÷D - 人当たり終税収 1÷D - 人当たり市税 0÷D - 当たり前コスト C÷E(円) 5 当たり前コスト C÷E(円) 5 当たり前の 0÷E 当たり前の 0÷E 当たり市税 0÷E とり前段 0÷E	1.04%	0.95%
一人当定り終機収     1÷D     7       当たり前に     G÷D     5       当たり前に     1÷E       当たり終機収     1÷E       当たり市税     G÷E       2とり市税     G÷E       とり締役収     G÷F       とり第二次     A×F(円)	5, 566	4, 212
ー人当定り市級 当たり施コスト C+E(円) 当たり総保職員数割合 D+E 当たり総保収 G+E 当たり総保収 G+E とり総保収 I+F とり総税収 G+F とり第コスト A+F(円)	700, 980	577, 368
スト 変員数割合 D÷E ス G÷E G÷E G÷F A+F(円)	537, 284	474,902
後員数割合 D÷E X	1,494	1,448
X 1÷E G÷E 1÷F G÷F A÷F(Ħ)	0.027%	0.034%
6÷E I÷F 6÷F A÷F(⊞)	188	192
$\begin{array}{c} I \div F \\ G \div F \\ A \div F (H) \end{array}$	144	158
G÷F A÷F(円)	248.14	450, 54
	190.20	371.85
	3,952	7, 123
1千㎡当たり純コスト C÷F(円)	1,970	2,929
㎡当たり徴税職員数 D÷F	3, 53995	7, 53641
人口密度 E÷F 1.32	1.32	2.33

上記の各中核市の徴税コストは、市と同様の方針で集計されたものかは不明であるため、参考として比較を行ってみた。

県民税の徴収金額に比して、県民税徴収取投費が小額である。これは、県民税徴収取投費の計算が、各市一律で納税義務者数に比例するように定められており、納税義務者一人当たりの納税額が他の中核市より大きいためであると考えられる。

徴稅職員一人当たり総コストが高い。これは、超過勤務手当が中核市平均 289 千円であるのに対して市は 623 千円と高いため、諸手当が多額になっているためである。また、諸手当の中には地域手当が含まれている。地域手当とは、主に民間賃金の高い

79

地域に勤務する職員に適用され、支給率は 3~18%の 6 段階で、国が指定しているもの である。したがって、市が独自で増減させることはできないものであるが、地域手当の 支給率が市は 9%であるのに対して他の中核市では 3%程度であるため、諸手当が他の 中核市より高くなっている原因のひとつである。

一方、人口一人当たり総コスト、1 千㎡当たり総コスト・純コストとも中核市平均よ りも低くなっている。また、徴税職員一人当たり総税収・市税は中核市平均より大きく なっている。人ロー人当たり徴税職員数、10,000 千㎡当たり徴税職員数は中核市平均よ りも小さい。

## ① 業務量を考慮した職員配置を検討すべきである(意見)

では職員 1 人当たりの年間平均超過勤務時間数に大きな隔たりがある。特定の課や職 員に負担がかたよりすぎると業務の効率性・有効性が低下する恐れがある。それぞれ の職務において要求される知識や経験が異なるという面もあると思われるが、税の賦 課及び徴収は行政経営の根幹となる業務であることからすれば、繁忙期に職員を融通 する等税務室全体としてのパフォーマンスの向上という点も加味して柔軟に職員配置 市の内部の状況は、税務室の課別超過勤務時間をみると、市民税課と納税課 を決定することが望ましいと考える。 次に、他の中核市と比較してみると、徴税コストは、人口・面積両面から見ても中 该市平均より低い。また、徴税職員数も人口・面積両面から見ても中核市平均より少 ない。つまり、低いコストと少ない徴税職員数で市税の事務を執行しているといえる。 一方で、市税の徴収率は、他の中核市と比較して低い つまり、コストを低く抑えることに重きを置きすぎて人員を必要以上に削減し、必 要な事務を充分に行えない体制となっている結果、徴収率が低くなっているのではな ハかとの疑念が生じる。 また、超過勤務手当が中核市平均の2倍程度ある。徴税職員の年齢構成によってあ 5程度は差が出ることも考えられるが、労働環境はあまりよくないと考えられる。 帯納になっている市税も平成 21 年度末現在で 48 億円にも上っており、この回収を 足進するためにも徴税職員の増員を検討する必要がある。

## 税金の専門職員を育成すべきである(意見)

税務関係での在籍年数(税務室での在籍延年数)は、約半数程度が 2 年以下である。 国では、税務職員は専門性が高く採用試験が別になっていることから考えると、市で も当該専門家を育成することは必要であると考えられる。

税務職員経験者を再任用や期間雇用の形で採用することも検討に値すると考

280

### 特殊勤務手当について

い勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適 特殊勤務手当とは、「著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常にはな れる手当であり、奨励手当と外務手当から構成されている(奈良市職員の特殊勤務手当 当でないと認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給」

「規則で定める職員」とは「納税課、滞納整理課、国保年金課又は介護総務課に勤務し、 空押等の強制執行に従事した職員」とされている(奈良市職員の特殊勤務手当に関する 含する」ものとされており、ここにいう「規則で定める職員」とは「市民税課、資産税 **糸に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する」ものとされており、ここにいう** (管理職手当の支給を受ける職員及び消防吏員を除く。) のうち規則で定める職員に支 れている (奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第 27 条第 1 項)。 平成 17 このうち奨励手当は「市税、国民健康保険料又は介護保険料の滞納処分等に関する業 一方、外務手当は「調査その他のために外勤した職員 果、納税課及び滞納整理課の職員で、税務関係調査及び徴収に従事した事務職員」とさ 年度から平成 21 年度までの特殊勤務手当支給実績は以下のとおりである。 条例施行規則第2条第1項)。

平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度

7	909	631	673	537	tha.	<b>√</b> □
	4	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	、奨励手当	
	2	$\setminus$	$\setminus$		外務手当	無田神や無
9	546	528	292	481	外務手当	資産税課
	0	29	108	99	外務手当	納税課
	53	36	=	_	外務手当	市民税課

る。これらの業務についても「著しく危険又は不快」な場合には奨励手当の対象とす

ることが手当の趣旨にかなっており、外務手当を支給する必要性はないと考える。

課税説明(市民税課)」等に対しても手当が支給されているが、庁舎内でこれらの業務を行う場合に手当が支給されないこととの違いを合理的に説明することは困難であ

いての課税説明(資産税課)」「納税義務者の自宅、事務所等へ出向いての苦情処理、

(2) 結果及び意見

● 特殊勤務手当の内部決裁文書を現状の組織と一致させるべきである(結果)平成 22 年 4 月に行われた組織改編に合わせて内部決裁文書が改訂されていない。 具体的には納税課について特殊勤務手当対象業務を明示した書面が作成されていない。

文書化されたルールに基づかないで特殊勤務手当が支給されている状況にあるため、

② 特殊勤務手当の支給対象業務は、規則等に記載すべきである(意見)

早急に改訂を行う必要があると考える。

市では特殊勤務手当の支給対象業務を内部決裁文書で定めているが、内部決裁は外部の目に触れにくく、10 年で廃棄され、どの時点の決裁が最新のものであるか判然としない。透明性を高める観点から、特殊勤務手当の支給対象業務は規則等に記載すべきであると考える。

奨励手当の支給対象業務を再検討すべきである(意見)

奨励手当支給対象業務のうち「銀行等における預金等の差押」は「滞納者の自宅等を訪問しての捜索・差押」といった他の例示業務と質的に差異があると思われる。なぜならば、銀行で預金を差押するにあたっては基本的に滞納者と対面してやりとりすることはなく、銀行担当者は業務としてこれに対応することが想定されるため、通常「著しく危険又は不快」な業務に該当しないと思われるからである。特殊勤務手当が認められている趣旨を考慮してその対象業務を再検討することが必要であると考える。認められている趣旨を考慮してその対象業務を再検討することが必要であると考える。

④ 外務手当の要否を再検討すべきである(意見)

外務手当は「調査その他のために外勤」した職員に支給されることになっているため (奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第 29 条第 1 項)、「差押えに係る滞納者の所有不動産の現地調査 (滞納整理課)」「土地、家屋、償却資産の現場調査(資産稅課)」「土地、家屋、償却資産の現場調査(資産稅課)」「土地、家屋、償却資産の現場調査(資産稅課)」等に対しても手当が支給されている。しかしながらこれらの業務は基本的に市内で行われることが想定されており、このような業務に対して手当を支給することについて一般市民の理解を得ることは困難である。 滞納者との交渉を伴うため「着しく危険又は不快」であると認められる場合には奨励手当を支給することが手当の趣旨に沿っており、外務手当を支給する必要性は高くないと考える。

また、「訪問による納税指導(滞納整理課)」「納税義務者の自宅及び事務所に出向

82

#### 第4 その他

市の業務を効率的に遂行するために改善が必要と考えられるが、市単独では改善できない事項を以下で記載する。

# 1. 法人市民税の賦課の網羅性を確保するために市、法務局、国税局が連携を行う

### ことが必要である

市は、法人市民税の課税マスターの追加・更新は納税義務者である法人から提出される 「法人等設立・開設申告書」及び「法人等異動届出書」等をもとに行っている。

しかし、すべての法人が適時に市に対して申請を行うとは限らず、また、法人からの申請 が漏れなく行われているかどうかを市が単独で調査することは困難である。法人市民税の課 税漏れが生じるのを防止する観点から、会社法第 976 条第 1 項第 1 号等により強制されてい る商業登記を所管する法務局との連携を行うべきであると考える。具体的には、法務局から 商業登記の異動情報を定期的に入手することが考えられる。また、法人の支店は登記が任意 になされるため、法人税の申告を所管する国税局との連携も重要であると考えられる。これ らの連携が可能となるように、関係機関が協力することが必要である。

以上

#### 参考資料

第3 V. 2. (1) で使用した奈良市以外の中核市の徴税費に関するデータは以下のとおり

	ı
	ı
c	ı
3	I
5	ı

		大田人	-	THANK	
		金額	職員一人	金額	職員一人米をお
		(千円)	(田)	(千円)	(田)
	基本給	447, 332	3, 522	571,757	4,267
# 世	器手当	288, 541	2,272	312, 482	2,332
く十点	その他	134,067	1,056		1,167
	小計	869, 940	6,850	1,040,663	7,766
物件費		66,877	527	348, 445	2,600
その他		214,450	1,689	65,861	492
合計(総コスト)	A	1, 151, 267	9,065	1, 454, 969	10,858
県民税徵収取极費※	В	539, 553		644, 712	
能コスト	C=A-B	611,714		810,257	
徵稅職員数	D	127		134	
人口(年度末の住民基本台帳)	E	303, 233		381, 494	
面積(千㎡)	뇐	229,840		209, 230	
税収入額	市税 6	39, 052, 975		63, 274, 253	
	県民税 H	9, 192, 451		12, 371, 432	
1 3 4 4	合計 I=6+H	48, 245, 426		75, 645, 685	
<u> 各権指標</u>		1		1	
県民祝復収収被實比率 ( ) : : : : : : : : : : : : : : : : : :	B-H.	5. 9%		5. 2%	
コスト比率	A÷I	2. 4%		1.9%	
徴税職員一人当たり総コスト	A÷D	9,065		10,858	
人口一人当たり総コスト	A÷E(円)	3, 797		3,814	
総税収純コスト比率	C÷6	1.57%		1.28%	
1	C÷D	4,817		6,047	
徴税職員一人当たり総税収	$I \div D$	379,885		564, 520	
徴税職員一人当たり市税	G ÷ D	307, 504		472, 196	
人ロ一人当たり純コスト	C÷E(円)	2,017		2, 124	
人ロー人当たり徴税職員数割合	→ D÷E	0.042%		0.035%	
人口一人当たり総税収	$I \div E$	159		198	
人ロ一人当たり市税	$G \div E$	129		166	
1千㎡当たり総税収	$I \div F$	209, 91		361.54	
1千㎡当たり市税	$G \div F$	169.91		302, 41	
1千㎡当たり総コスト	A÷F(円)	5,009		6,954	
1千㎡当たり純コスト	C÷F(円)	2,661		3,873	
10,000千㎡当たり徴税職員数	D÷F	5, 52558		6, 40444	
人口密度	E÷F	1.32		1.82	

		III YY III		米 ケ 淡 山	- L
		金額 (千円)	職員一人 当たり (円)	金額 (千円)	職員一人 当たり (円)
	基本給	443,625	3, 493	557, 223	3,817
+ 世	器 手 当	273, 279	2, 152	411,744	2,820
く子点	その他	128,750	1,014	162, 421	1,112
	144	845,654	6,659	1, 131, 388	7,749
物件費		130, 280	1,026	196, 742	1,348
その色		94, 381	743	10,383	71
合計(総コスト)	A	1,070,315	8, 428	1, 338, 513	9, 168
県民稅徵収取极費※	В	624, 088		872, 208	
純コスト	C=A —B	446, 227		466, 305	
徵税職員数	Q	127		146	
人口(年度末の住民基本台帳)	E	339, 963		488, 613	
面積(千㎡)	F	309, 220		61,810	
税収入額	市橋 6	47, 507, 411		79, 510, 512	
	斑	10, 741, 985		16,610,007	
	合計 I=6+H	58, 249, 396		96, 120, 519	
<u>各種指標</u> 同民名為何西西西弗比敦	н∵а	90		/00 13	
※ おいまます は、	A÷I	2.0%		1.4%	
海将聯目一人当たり終コスト	A÷D	8. 428		9.168	
当たり総コスト	A÷E(円)	3, 148		2,739	
総税収純コスト比率	5÷0	0.94%		0.59%	
徴税職員一人当たり純コスト	$C \div D$	3,514		3, 194	
徴税職員一人当たり総税収	I÷D	458, 657		658, 360	
徴税職員一人当たり市税	$G \div D$	374,074		544, 593	
人ロ一人当たり純コスト	C÷E(円)	1,313		954	
員数割合	D÷E	0.037%		0.030%	
	$I \div E$	171		197	
人口一人当たり市税	G÷E	140		163	
1千㎡当たり総税収	I÷F	188.38		1,555.10	
1千㎡当たり市税	$G \div F$	153.64		1,286.37	
1千㎡当たり総コスト	A÷F(円)	3, 461		21,655	
1千㎡当たり純コスト	C÷F(円)	1,443		7,544	
10,000千㎡当たり徴税職員数	D÷F	4, 10711		23, 62077	
人口密度	E÷F	1.10		7.91	

		岡山中	市	金沢市	市
		金額 (千円)	職員一人当たり(円)	金額 (千円)	職員一人 当たり (円)
	基本給	706,881	3,701	502, 786	3, 420
1 字卷	器手当	469, 508	2, 458	318, 113	2, 164
	その他	245, 403	1,285	159, 320	1,084
	小計	1,	7,444	980, 219	
物件費		857, 334	4,489	309,098	
その他		5,662	30	4,765	32
合計(総コスト)	A	2, 284, 788	11,962	1, 294, 082	8,803
県民稅徵収取极費※	В	1, 309, 866		912, 121	
約コスト	C=A — B	974, 922		381,961	
徵稅職員数	D	191		147	
人口(年度末の住民基本台帳)	В	687, 136		442, 788	
面積(千㎡)	ഥ	789, 910		467,770	
税収入額	市税 6	113, 231, 038		82, 057, 664	
	宏	25, 131, 239		17, 663, 252	
	合計 I=6+H	138, 362, 277		99, 720, 916	
<b>各種指標</b> 県民稅徵収取极費比率	В÷Н	5.2%		5.2%	
総税収総コスト比率	$A \div I$	1.7%		1.3%	
徴税職員一人当たり総コスト	$A \div D$	11,962		8,803	
人口一人当たり総コスト	A÷E(円)	3,325		2,923	
総税収純コスト比率	$C \div G$	0.86%		0.47%	
$\preceq$	$C \div D$	5, 104		2,598	
$\preceq$	$I \div D$	724, 410		678, 374	
徴税職員一人当たり市税	$G \div D$	592, 833		558, 215	
人ロ一人当たり純コスト	C÷E(円)	1,419		863	
人ロー人当たり徴税職員数割合	→ D÷E	0.028%		0.033%	
人口一人当たり総税収	I÷E	201		225	
人口一人当たり市税	G÷E	165		185	
1千㎡当たり総税収	I÷F	175.16		213, 18	
1千㎡当たり市税	$G \div F$	143, 35		175.42	
1千㎡当たり総コスト	A÷F(円)	2,892		2,766	
1千㎡当たり純コスト	C÷F(円)	1,234		817	i. d
10,000千㎡当たり徴税職員数	D÷F	2, 41800		3, 14257	
人口密度	E÷F	0.87		0.95	

98

(平成23年3月29日掲示済)